南三陸町地域防災計画

津 波 災 害 対 策 編

平成２９年４月

南三陸町防災会議

第２編　津波災害対策編

第１章　総　則

第１節　計画の目的と構成 ･･･ 1
第２節　各機関の役割と業務大綱 ･･･ 7
第３節　宮城県内の地震・津波等観測体制 ･･･ 14
第４節　県及び町の津波被害 ･･･ 15
第５節　対象とする津波 ･･･ 21

第２章　災害予防対策

第１節　総　則 ･･･ 23
第２節　津波に強いまちの形成 ･･･ 25
第３節　海岸保全施設等の整備 ･･･ 28
第４節　交通施設の災害対策 ･･･ 31
第５節　都市の防災対策 ･･･ 32
第６節　建築物等の安全化対策 ･･･ 34
第７節　ライフライン施設等の予防対策 ･･･ 36
第８節　危険物施設等の予防対策 ･･･ 37
第９節　防災知識の普及 ･･･ 38
第１０節　地震・津波防災訓練の実施 ･･･ 41
第１１節　自主防災組織等の育成 ･･･ 44
第１２節　ボランティアの受入 ･･･ 45
第１３節　企業等の防災対策の推進 ･･･ 46
第１４節　津波調査研究等の推進 ･･･ 47
第１５節　津波監視体制、伝達体制の整備 ･･･ 48
第１６節　情報通信網の整備 ･･･ 53
第１７節　職員の配備体制 ･･･ 55
第１８節　防災拠点等の整備 ･･･ 58
第１９節　相互応援体制の整備 ･･･ 59
第２０節　医療救護体制の整備 ･･･ 60
第２１節　火災予防対策 ･･･ 61
第２２節　緊急輸送活動対策 ･･･ 63
第２３節　避難対策 ･･･ 64
第２４節　避難収容対策 ･･･ 69
第２５節　食料、飲料水及び生活物資の確保 ･･･ 70
第２６節　避難行動要支援者・外国人対策 ･･･ 71
第２７節　複合災害対策 ･･･ 72
第２８節　廃棄物対策 ･･･ 73

第３章　災害応急対策

第１節　防災活動体制 ･･････ 75
第２節　情報の収集・伝達 ･･････ 85
第３節　災害広報活動 ･･････ 101
第４節　相互応援活動 ･･････ 103
第５節　災害救助法の適用 ･･････ 104
第６節　自衛隊の災害派遣 ･･････ 105
第７節　救急・救助活動 ･･････ 106
第８節　医療救護活動 ･･････ 107
第９節　消火活動 ･･････ 108
第１０節　交通・輸送活動 ･･････ 110
第１１節　ヘリコプターの活動 ･･････ 111
第１２節　避難活動 ･･････ 112
第１３節　応急仮設住宅等の確保 ･･････ 114
第１４節　相談活動 ･･････ 116
第１５節　避難行動要支援者・外国人対策 ･･････ 117
第１６節　家庭動物（ペット）の収容対策 ･･････ 118
第１７節　食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 ･･････ 119
第１８節　防疫・保健衛生活動 ･･････ 121
第１９節　遺体等の捜索・処理・埋葬 ･･････ 122
第２０節　廃棄物処理活動 ･･････ 123
第２１節　社会秩序の維持活動 ･･････ 124
第２２節　教育活動 ･･････ 125
第２３節　防災資機材及び労働力の確保 ･･････ 127
第２４節　公共土木施設等の応急対策 ･･････ 129
第２５節　ライフライン施設等の応急復旧 ･･････ 131
第２６節　危険物施設等の安全確保 ･･････ 133
第２７節　農林水産業の応急対策 ･･････ 134
第２８節　二次災害･複合災害防止対策 ･･････ 136
第２９節　応急公用負担等の実施 ･･････ 137
第３０節　ボランティア活動 ･･････ 138
第３１節　海外からの支援の受入 ･･････ 139

第４章　災害復旧・復興対策

第１節　災害復旧・復興計画 ･･････ 141
第２節　生活再建支援 ･･････ 142
第３節　住宅復旧支援 ･･････ 144
第４節　産業復興の支援 ･･････ 145
第５節　都市基盤の復興対策 ･･････ 146
第６節　義援金の受入、配分 ･･････ 147
第７節　激甚災害の指定 ･･････ 148
第８節　災害対応の検証 ･･････ 149

第２編　津波災害対策編

＜津波災害対策編の内容について＞

津波災害については、地震の発生による地盤の変動及びそれに伴う津波の発生等により、様々な災害が発生するものであり、現象としては地震災害と同様の被害ととらえられる。したがって、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策内容は、津波災害と地震災害とではおおむね同様とみなすことができる。

そこで、本編では、第１編地震災害対策編と同様の内容となる各節等の詳細については省略し、津波災害対策において特有な施策内容の部分のみ、特に掲示するものである。

なお、省略した他の内容については、地震災害対策編中の表記に関し、例えば「地震」及び「地震災害」を「津波災害」、「耐震性」を「津波に対する安全性」などとして、必要に応じ読み替えることとする。

第１章　総　則

平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とこの地震に伴い発生した大津波(以下「東日本大震災」という。)は、人知を超えた猛威をふるい、町内に甚大な被害を与えた大災害であった。

このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるものの、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講ずるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合には、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ安全な場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、町民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく。

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命を失わないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備えていく。

第１節　計画の目的と構成

第１　計画の目的

この計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模津波災害に対処するため、町内での津波災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、町その他の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、南三陸町の地域における防災活動の効果的かつ具体的な実施を図り、町土並びに町民の生命、身体及び財産を津波災害から保護するとともに、被害を軽減することを目的とする。

なお、この計画は、大規模津波災害に対処することを前提に策定したものであるが、大規模津波災害に至らない場合にあってもこの計画を準用しながら対処する。

また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 16 年法律第 27 号。以下「法」という。)第６条第１項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)について、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねる。

本町は、法第３条の規定に基づき、町全域が推進地域に指定されている（平成 18 年　内閣府告示第 58 号)。

第２　計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づく「南三陸町地域防災計画」で、津波による災害に関し「津波災害対策編」として南三陸町防災会議が作成する計画であり、本町における津波防災対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき津波防災対策の基本的事項及びこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

本町では、津波災害の特殊性を考え、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や県、地方公共団体等が行政の施策として行う「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、ソフト対策とハード対策の取りうる手段を組み合わせ、町域の特性等を踏まえつつ一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することにより津波防災対策を推進する。

第３　計画の修正

１　修正の概要

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき随時検討を加え、必要があると認めるときは修正し、防災対策の確立に万全を期す。

なお、今回（平成 26 年３月）の修正においては、平成 18 年 12 月に作成した計画について、震災対策編を地震災害対策編と津波災害対策編とに改め、東日本大震災の教訓による津波対策を盛り込む大幅な見直しを行った。

２　見直し方針

（１）　東日本大震災の教訓の反映

大津波が襲来し沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、町民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

（２）　検証結果等の反映

東日本大震災の主な特徴としては、「津波による被害が甚大」、「被災地域が広大」、「中長期にわたる災害対応」が挙げられており、大震災から得られた教訓や課題のほか、平成 24 年度に町が実施した「災害検証業務」や宮城県がまとめた「宮城県の６か月間の災害対応とその検証」の結果を踏まえ、修正可能なものから見直す。

（３）　国の防災基本計画の見直し、県防災計画の見直し内容の反映

国の防災基本計画の見直しや、県防災計画の見直しの内容を踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、津波災害対策編の見直しに反映する。

本計画作成時点でも、国、県等において、様々な観点から原因分析や対策等にかかる検討が行われており、その検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、再度見直しを図る。

（４）　津波対策の強化

地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものとがあるが、特に今回、津波被害が甚大だったことから、主として津波による災害に対するものは「津波災害対策編」とし、「地震災害対策編」と合わせて津波対策を強化する。

第４　計画の構成

１　本計画は、本編と資料編で構成する。

２　本編の構成は、次のとおりとする。

第１章 総則

第２章 災害予防対策

第３章 災害応急対策

第４章 災害復旧・復興対策

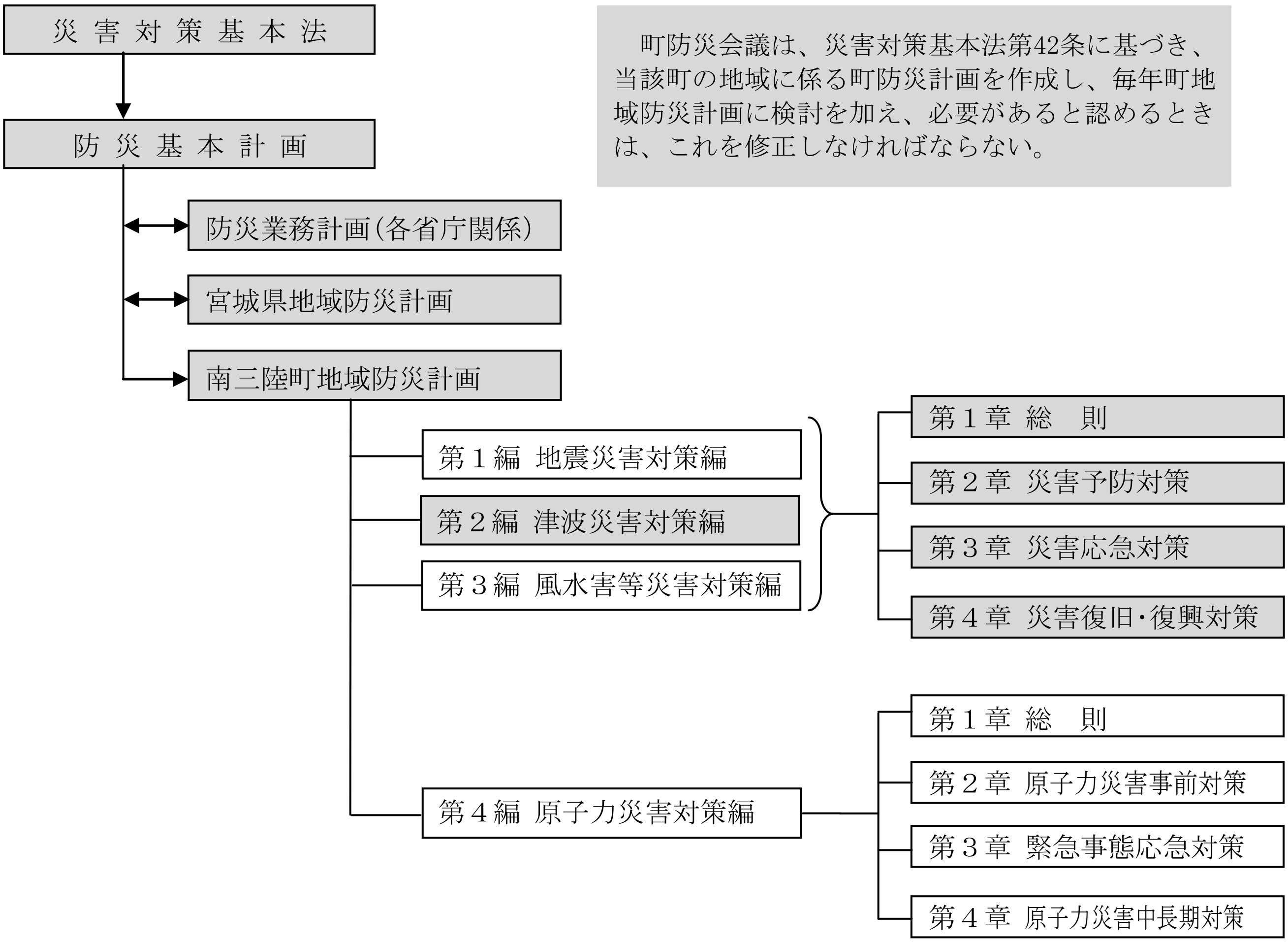

第５　基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講ずるとともに、一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、町域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、町の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、町が主体となりつつも国・県等が総力を結集して、町勢の復興とさらなる発展を目指す。

１　「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの津波を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの津波に対しては、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。

そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、防災教育の徹底など、ソフト対策により人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備えることとする。

２　津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となる。海岸保全施設等の施設整備に過度に期待することなく、大きな地震が発生すれば、迷うことなく迅速かつ自主的

にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、住民等の防災意識の向上にも努め、確実な避難行動に結び付ける必要がある。そのため、次のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

（１）　大津波警報・津波警報・注意報等の情報伝達体制

（２）　地震・津波観測体制の充実・強化

（３）　具体的かつ実践的なハザードマップの整備

（４）　防災教育、防災訓練や研修の充実

（５）　避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備

3　大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政、防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要がある。そのため、町の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結など、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

4　被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模地震・津波発生時において、地震及び津波の被害、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報等、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

5　自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

町は、津波災害の特殊性を考え、行政による応急活動「公助」には限界があることから、町民一人一人が防災に対する意識を高め、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、町民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、町民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

6　二次災害の防止

大規模地震・津波の発生時の二次災害（余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等）を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

7　迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模地震・津波発生時においては、災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努め、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

8　避難行動要支援者対応

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者においては、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、避難所等での健康維持など、様々な過程において多くの問題が介在している。

そのため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、避難行動要支援者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、避難場所や応急仮設住宅等における配慮等、避難行動要支援者の対策の充実・強化を推進する。

９　情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模地震・津波災害時における情報通信の重要性にかんがみ、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る。

10　複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行うこととする。

11　多様な主体の参画による防災体制の確立

地域生活者の多様な視点を反映した地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における町民の参画、及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画等、多様な視点を取り入れた防災体制の確立を推進する。

12　迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第６　計画の習熟等

町は、その他の防災関係機関と連携して、平素から所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育、訓練の実施などを通じて、この計画の習熟等に務め、災害への対応能力を高める。また、この計画の内容を地域住民に常に周知徹底することとする。

※この計画中、各項にある主な担当課については、本庁における課等により表しており、総合支所における担当課については、本庁における課等と対応する総合支所の係とする。

第７　用語の意義

この計画において使用する主な用語の意義について、次のとおり定める。

計画中で使用する用語	用　語　の　意　義
町防災計画	南三陸町地域防災計画をいう。
県防災計画	宮城県地域防災計画をいう。
町災対本部	南三陸町津波災害対策本部をいう。
町本部長	南三陸町津波災害対策本部長をいう。
警戒本部	南三陸町津波災害警戒本部をいう。
現地災対本部	南三陸町津波現地災害対策本部をいう。
県災対本部	宮城県災害対策本部をいう。
県本部長	宮城県災害対策本部長をいう。
水防計画	水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第32条に基づき、水防管理団体として南三陸町が定める水防計画をいう。
水防本部	南三陸町水防本部をいう。
防災関係機関	南三陸町、宮城県、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部並びに町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等を総称していう。

計画中で使用する用語	用　語　の　意　義
消防本部	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部をいう。
消防団	南三陸町消防団をいう。
警察署	南三陸警察署をいう。
避難所	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を受け入れる建物で、町が指定するものをいう。
避難場所	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者が一時的に避難するための広場、グラウンド等で、町が指定するものをいう。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

第２節　各機関の役割と業務大綱

第１　目 的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町その他の防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化してゆく。また、町その他の防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、津波災害防止のため相互に協力する。

第２　組 織

１　防災会議

南三陸町防災会議は、町長を会長として災害対策基本法第16条に基づく南三陸町防災会議条例（平成17年南三陸町条例第15号）第３条に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本町における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整及び防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

２　町災対本部等

南三陸町の地域において、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、災害対策基本法に基づく南三陸町の町災対本部及び各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災対本部を設置する。

第３　各機関の役割

１　南三陸町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

２　宮城県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、南三陸町の防災活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言する。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるように協力する。

５　公共的団体

公共的団体(漁業協同組合、農業協同組合等)及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6　町民

（１）　町民一人一人は「自らの身の安全は自ら守る」ということを基本に、津波に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で津波災害から身を守るために、積極的な取組に努める。

（２）　「最低３日間・推奨１週間」分の食料や飲料水、生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

（３）　地域内の住民は、各地域における自主防災組織への加入や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。

（４）　過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

7　企業

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化などに加え、災害時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所内等にとどめておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資（「最低３日間・推奨１週間」分の食料や飲料水）の備蓄等に努める。

第４　処理すべき業務の大綱

町その他の防災関係機関が処理すべき事務及び業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

1　町

（１）　南三陸町防災会議及び町災対本部に関すること。

（２）　防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導に関すること。

（３）　防災に関する施設・設備の整備に関すること。

（４）　防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施に関すること。

（５）　災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災対本部に対する報告に関すること。

（６）　避難の指示、勧告及び避難所の開設に関すること。

（７）　避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施に関すること。

（８）　被災者に対する救助及び救護並びに復興援助に関すること。

（９）　水、食料その他物資の備蓄及び確保に関すること。

(10)　清掃、防疫その他保健衛生の実施に関すること。

(11)　危険物施設等の保安対策及び地震発生時における被害の拡大防止のための応急対策に関すること。

(12)　公立保育所（園)、小・中学校の応急教育対策に関すること。

(13)　町立学校施設の災害対策に関すること。

(14)　町立学校児童生徒の安全対策に関すること。

(15)　災害ボランティアによる防災活動の環境整備に関すること。

(16)　災害時におけるごみ、し尿、その他の清掃活動に関すること。

(17)　医療救護対策に関すること。

（18）　被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定業務に関する事務に関すること。

（19）　その他災害発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置に関すること。

２　一部事務組合（気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部）

（１）　災害情報等の収集及び警戒・警報等の広報

（２）　水害、火災及びその他の災害の予防、警戒及び防ぎょに関すること。

（３）　水害、火災及びその他の災害並びに救急、救助の情報に関すること。

（４）　人命の救助及び応急救護並びに救急に関すること。

（５）　危険物施設及び消防用設備並びに火気使用設備器具等の規制指導に関すること。

（６）　町民の防災意識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。

（７）　消防計画の作成(修正)に関すること。

３　県の機関

（１）　気仙沼地方振興事務所

ア　宮城県災害対策本部気仙沼地方支部運営の総合調整に関すること。

イ　町その他の防災関係機関等との連絡調整に関すること。

ウ　被害情報の収集・報告等に関すること。

エ　県職員の初動派遣等に関すること。

オ　自衛隊の災害派遣に関する事務に関すること。

カ　消防対策に関する事務に関すること。

キ　町民相談に関すること。

ク　商工業対策に関すること。

ケ　食糧供給対策に関すること。

コ　防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進に関すること。

サ　農林業対策に関すること。

シ　海岸保全対策に関すること。

ス　水産対策に関すること。

セ　漁港対策に関すること。

ソ　農業農村基盤整備事業対策に関すること。

（２）　気仙沼保健福祉事務所

ア　災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に基づく災害救助事務に関すること。

イ　生活福祉に関すること。

ウ　医療救護に関すること。

エ　防疫対策に関すること。

オ　その他保健環境対策に関すること。

（３）　気仙沼土木事務所

ア　水防・住宅対策に関すること。

イ　道路の災害予防及び災害復旧に関すること。

ウ　交通施設、障害物の除去その他土木建築対策に関すること。

エ　港湾対策に関すること。

４　指定地方行政機関

（１）　東北森林管理局宮城北部森林管理署

ア　山火事防止対策

イ　災害復旧用材(国有林材)の供給

ウ　林道の適正な管理

（２）　東北経済産業局

ア　工業用水道の応急・復旧対策

イ　災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の受給対策

ウ　産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援

（３）　第二管区海上保安本部宮城県海上保安部気仙沼海上保安署

ア　災害予防

（ア）　防災訓練に関する事項

（イ）　海上防災講習会等啓発活動に関する事項

（ウ）　調査研究に関する事項

イ　災害応急対策

（ア）　警報等の伝達に関する事項

（イ）　情報の収集に関する事項

（ウ）　活動体制の確立に関する事項

（エ）　海難救助に関する事項

（オ）　緊急輸送に関する事項

（カ）　物資の無償貸与又は譲与に関する事項

（キ）　関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事項

（ク）　流出油等の防除に関する事項

（ケ）　海上交通の安全確保に関する事項

（コ）　警戒区域の設定に関する事項

（サ）　治安の維持に関する事項

（シ）　危険物の保安措置に関する事項

ウ　災害復旧・復興対策

（ア）　海洋環境の汚染防止に関する事項

（イ）　海上交通の安全確保に関する事項

（４）　仙台管区気象台

ア　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。

イ　気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること。

ウ　気象、 地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確な防災関係機関への伝達及び防災関係機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。

エ　気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報利用の心得などの周知・広報に関すること。

オ　町が行う避難勧告等の判断及び伝達マニュアルやハザードマップ等の作成における技術的な支援・協力に関すること。

カ　災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や町に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。

キ　県や町その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

（５）　東北総合通信局

ア　放送・通信設備の耐災性確保の指導に関すること。

イ　災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備に関すること。

ウ　通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置に関すること。

（６）　東北農政局

ア　農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導に関すること。

イ　農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導に関すること。

ウ　災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病害虫防除の指導に関すること。

エ　土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導に関すること。

オ　土地改良機械の貸付及び指導に関すること。

カ　災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。

（７）　東北地方整備局仙台河川国道事務所気仙沼国道維持出張所、三陸道維持出張所

ア　直轄道路の維持修繕工事、除雪等の維持その他の管理に関すること。

イ　直轄道路の災害応急復旧工事の実施に関すること。

ウ　直轄道路の交通確保に関すること。

５　自衛隊

（１）　災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動に関すること。

（２）　災害時における応急復旧活動に関すること。

（３）　災害時における応急医療・救護活動に関すること。

６　指定公共機関

（１）　東日本電信電話株式会社宮城支店

ア　災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること。

イ　電気通信システムの信頼性向上に関すること。

ウ　災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和及び通信手段の確保に関すること。

エ　災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること。

オ　災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村その他の防災関係機関との連携に関すること。

（２）　東北電力株式会社気仙沼営業所

ア　電力供給施設の防災対策に関すること。

イ　災害時における電力供給の確保及び情報の収集に関すること。

（３）　日本赤十字社宮城県支部

ア　医療救護に関すること。

イ　救援物資の備蓄及び配分に関すること。

ウ　災害時の血液製剤の供給に関すること。

エ　義援金の受付に関すること。

オ　その他災害救護に必要な業務に関すること。

（４）　日本放送協会仙台放送局

ア　地震・津波情報等の放送に関すること。

イ　災害情報等の放送に関すること。

（５）　日本郵便株式会社東北支社

ア　災害時の業務運営の確保に関すること。

イ　災害時の事業に係る災害特別事務取扱いに関すること。

（６）　東日本旅客鉄道株式会社

ア　災害時の鉄道施設に関すること。

イ　災害時の鉄道復旧に関すること。

ウ　災害時の人命救助に関すること。

7　指定地方公共機関

（１）　民間放送会社(テレビ・ラジオ放送各社)

地震・津波情報及び災害情報等の放送に関すること。

（２）　公益社団法人宮城県バス協会

ア　災害時における緊急避難輸送確保に関すること。

イ　災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達に関すること。

（３）　公益社団法人宮城県トラック協会(登米・本吉支部)

災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること。

（４）　一般社団法人宮城県ＬＰガス協会

液化石油ガス災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保に関すること。

8　南三陸警察署

（１）　災害情報の収集伝達に関すること。

（２）　被災者の救出及び救助に関すること。

（３）　行方不明者の捜索に関すること。

（４）　遺体の検視・見分に関すること。

（５）　交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持に関すること。

（６）　犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。

（７）　避難誘導並びに避難所及び避難場所の警戒に関すること。

（８）　危険箇所の警戒に関すること。

（９）　災害警備に関する広報活動に関すること。

9　公共的団体

（１）　南三陸農業協同組合

ア　農地、農業用施設に対する防災対策に関すること。

イ　災害時における主要食糧等の需給対策に関すること。

ウ　被災組合員に対する災害復旧資金の融資及び資材のあっせんに関すること。

エ　病害虫防除に関すること。

（２）　宮城県漁業協同組合（志津川支所・歌津支所）

ア　気象情報、災害情報の収受及び伝達に関すること。

イ　漁場、漁業用施設に対する防災対策に関すること。

ウ　被災組合員に対する災害復旧資金の融資及び資材のあっせんに関すること。

（３）　南三陸商工会

ア　災害時における生活必需物資等の需要対策に関すること。

イ　災害時における物価安定対策に関すること。

ウ　被災商工業者に対する災害復旧資金の融資のあっせんに関すること。

（４）　一般社団法人南三陸町観光協会
　ア　気象情報、災害情報の収受及び伝達に関すること。
　イ　観光客の安全確保に関すること。

（５）　南三陸森林組合
　ア　森林治水、治山事業による災害防除及び応急対策の実施に関すること。
　イ　被災組合員に対する事業費、資材の確保、あっせんに関すること。
　ウ　災害時における木材の供給に関すること。

（６）　南三陸町社会福祉協議会
　ア　避難行動要支援者等への支援に関すること。
　イ　災害ボランティアセンターの設置・運営及び救援活動の実施に関すること。
　ウ　災害ボランティアコーディネーターの要請・活用に関すること。
　エ　災害ボランティア、関係団体とのネットワークの整備に関すること。

（７）　気仙沼市医師会及び病院等医療機関
　ア　医療救護対策に関すること。
　イ　災害時における傷病者の応急処置に関すること。

（８）　報道機関(河北新報社南三陸支局・三陸新報社)
　災害情報等の報道に関すること。

10　防災上重要な施設の管理者

（１）　危険物取扱施設の管理者
　災害時における高圧ガス、危険物施設の保安対策に関すること。

（２）　病院、老人福祉施設、障害者施設、大規模店舗、私立幼稚園、保育園、ホテル、工場等
　ア　防災保安施設の整備及び自衛防災体制の確立に関すること。
　イ　施設利用者の避難誘導等災害時の安全確保及び被害拡大の防止対策に関すること。

（３）　船舶所有者
　海上浮遊物の事前推置対策に関すること。

第３節　宮城県内の地震・津波等観測体制

第１　国、県の観測体制

国の地震予知連絡会は、昭和 53 年６月 12 日宮城県沖地震発生後に、地震の起きる可能性が他の地域より高いと考えられる全国８地域を「特定観測地域」として選定し、宮城県東部は「宮城県東部福島県東部」と指定された。

その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等(87 箇所)が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等(18 基)が設置されている。

国は、平成 14 年度から平成 16 年度にかけて、宮城県沖を対象としてパイロット的な地震に関する重点的調査観測（周辺領域の地震観測・地殻変動観測、過去の地震活動履歴解明に向けた地質調査・文献調査、周辺領域の地殻構造調査等）が実施され、引き続き平成 18 年度から平成 21 年度にかけて宮城県沖地震における重点的調査観測が実施された。

さらに、東日本大震災を受けて、平成 23 年度からは日本海溝海底地震津波観測網の整備として高精度な津波即時予測システムを開発し、地震像の解明等を行うため、ケーブル式海底観測装置（地震計・水圧計）を東北地方太平洋沖へ整備している。

また、県は、防災対策上、地震等観測体制の強化が重要であることから、関係機関と密接に連携した対応を図ることとしている。

なお、国の中央防災会議においては、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」が平成 15 年７月 28 日に設置され、海溝地震による地震・津波防災対策、特に巨大な津波に対する防災対策の確立が図られている。

第２　町の観測体制

１　地震の観測体制

地震の観測に関し、本町内には、南三陸町役場仮庁舎１階（志津川字沼田）に気象庁による観測点（震度計）が、歌津中学校校庭脇敷地（歌津字伊里前）に国立研究開発法人防災科学技術研究所による観測点（震度計）が設置されている。町では、これら観測点における観測震度に基づき、職員の配備体制を設定するほか、防災行政無線（同報系）による津波注意喚起放送を自動起動させるなどしている。

２　津波（潮位）の観測体制

津波（潮位）の観測に関し、町では、町内の３漁港（戸倉地区長清水、志津川地区荒砥及び歌津地区名足）に、それぞれ潮位計（水晶水圧式）及び監視カメラを設置し、必要に応じ、潮位の状況を監視している。

なお、潮位計により観測した潮位データは、波浪時等における船舶の係留の徹底その他の安全の確保に資すべく、気象観測データに併せ、町ホームページにより常時公開している。

第４節　県及び町の津波被害

第１　地理的特性と過去の津波被害

本町は、三陸沿岸の南部に位置し、リアス式海岸で山地が海岸線付近までせまり、水深が深く奥深い大小の湾が続き、その海岸線は複雑になっている。さらに、世界で最も地震活動が盛んな環太平洋地震帯に含まれているといった地形・地理的特性を有している。

地形的な特性から津波の影響を受けやすく、近世以前においては平安前期の貞観地震（869年）に伴う大津波など、近代以降では、1896年（明治29年）の明治三陸大津波、1933年（昭和８年）の昭和三陸大津波、1960年（昭和35年）のチリ地震津波によって大きな被害を受けている。そのため、沿岸部には、防波堤や防潮堤、水門などが設置されている。しかし2011年（平成23年）、東北地方太平洋沖地震によって被災し（東日本大震災）、特に大津波による被害は甚大となった。

過去に発生した津波で本町に被害を及ぼした主なものを以下に示す。

１　明治三陸地震津波

（１）　発生日時　明治29年(1896年) ６月15日　19時32分

（２）　震源地　三陸沖(北緯39.5°、東経144°)

（３）　規模　マグニチュード8.2

（４）　被害状況　地震被害はなく、地震後約 35 分で津波が三陸沿岸に襲来した。津波襲来直前に鳴響のあったところが多く、第２波が最大であり、満潮時で、大津波をもたらした。被害の状況は次のとおりである。

地区名	最大波高	流出家屋	全壊	半壊	死亡者	負傷者
志津川地区	7　m	175　戸	39　戸	53　戸	441　人	206　人
歌津地区	12.6　m	273 戸		33　戸	799　人	131　人
計		487 戸		86　戸	1,240　人	337　人

２　昭和三陸地震津波

（１）　発生日時　昭和８年(1933年)　３月３日　02時30分

（２）　震源地　三陸沖(北緯39°08′、東経145°07′)

（３）　規模　マグニチュード8.1

（４）　被害状況　地震被害はなく、地震後 30 分以上経過して津波が三陸沿岸に襲来した。被害の状況は次のとおりである。

地区名	最大波高	流出家屋	全壊	半壊	死亡者	負傷者
志津川地区	5.4　m	7　戸	4　戸	5　戸	1　人	21　人
歌津地区		60　戸	0　戸	12　戸	86　人	19　人
計		67　戸	4　戸	17　戸	87　人	40　人

３　チリ地震津波

（１）　発生日時　昭和35年(1960年) ５月23日　04時11分(日本時間)

（２）　震源地　チリ沖(南緯38°18′、西経73°03′)

（３）　規模　マグニチュード9.5

（４）　被害状況　津波は約24時間をかけて太平洋をわたり日本の太平洋沿岸全域に襲来した。

５月24日午前４時過ぎに第１波が観測されたあと、引き潮と上げ潮が数回繰り返された（第４波が最大）。

地区名	最大波高	流出家屋	全壊	半壊	死亡者	負傷者	備考
志津川	5.5　m	312　戸	653　戸	364　戸	41　人	500　人	床上浸水　458 戸 床下浸水　108 戸
歌津		7　戸	5　戸	1　戸	0　人	0　人	床上浸水　42 戸 床下浸水　44 戸
計		319　戸	658　戸	365　戸	41　人	500　人	床上浸水　500 戸 床下浸水　152 戸

４　**東北地方太平洋沖地震津波（東日本大震災）**（平成 25 年 10 月１日現在）

平成 23 年（2011 年）３月 11 日 14 時 46 分頃に三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の巨大地震が発生した。気象庁はこの地震を「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」と命名し、政府はこの地震による被害を「東日本大震災」と呼称する。

この地震によって本町では震度６弱の強い揺れを観測するとともに、太平洋沿岸を中心に発生した高い津波（津波の高さは 10.7m～23.9m（浸水深））が沿岸部に襲来し、町庁舎を含め、市街地や居住区域に甚大な被害をもたらした。

この地震津波による本町の人的被害は死者 618 名（関連死含む）、行方不明者 221 名、 住家などの被害は 4,500 戸を超える甚大な被害を被った。被害概況は、次項に示す。

本町における明治以降に発生した大津波の地区別遡上高

地名		明治三陸津波 m	昭和三陸津波 m	チリ地震津波 m	東日本大震災 m
志津川	細　浦	3.7	3.6	3.4	14.4
	清水浜	3.4	3.6	3.0	13.8
	荒　砥	5.5	3.4	5.4	16.6
	平　磯	7.0	4.0	5.6	13.9
	袖　浜	－	3.4	4.9	16.1
	志津川	3.1	2.2	4.8	21.5
	林	－	3.2	4.6	23.9
戸　倉	折　立	2.7	2.2	5.5	22.6
	西　戸	－	－	－	18.4
	水戸辺	－	2.2	4.2	20.4
	在　郷	－	－	－	15.9
	波伝谷	3.2	3.4	5.2	15.4
	津の宮	－	3.6	4.5	16.7
	滝　浜	4.0	2.4	4.2	17.2
	藤　浜	5.2	5.3	4.6	16.3
	長清水	4.9	4.6	4.9	10.7
	寺　浜	6.8	2.4	3.5	11.6
歌　津	港	6.6	－	－	23.4
	田の浦	10.3	－	－	20.3
	石　浜	12.6	10.5	－	13.2
	名　足	9.4	10.5	3.0	18.3
	中　山	10.8	7.2	3.1	18.4
	馬　場	6.5	10.5	－	17.6
	泊　浜	5.7	5.1	2.8	14.1
	館　浜	5.4	5.2	2.8	13.6
	伊里前	4.1	4.6	3.0	16.4
	寄　木	4.9	3.4	3.1	15.1
	韮の浜	4.3	2.4	3.1	12.2

注：東日本大震災については、浸水深を表記

出典：明治三陸津波…志津川町誌(1991)，歌津町史(1986)

昭和三陸津波，チリ地震津波…土木学会海岸工学委員会，東北地方整備局，宮城県による痕跡調査結果（ユニット ID30,

平成 23 年５月 27 日版)
東日本大震災…国土交通省による津波被災現況調査

第２　東日本大震災の津波災害の概況

１　津波観測状況

「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」は、東北地方太平洋沿岸をはじめとして全国の沿岸で津波が観測された。

本町では、この津波により市街地等の低地のほとんどが飲み込まれ、多くの町民の尊い命だけでなく、住まいや店舗、魚市場や加工施設等の漁港関連施設、漁船などのなりわい、更には公共施設までも一瞬にして奪われ、壊滅的な被害が発生した。

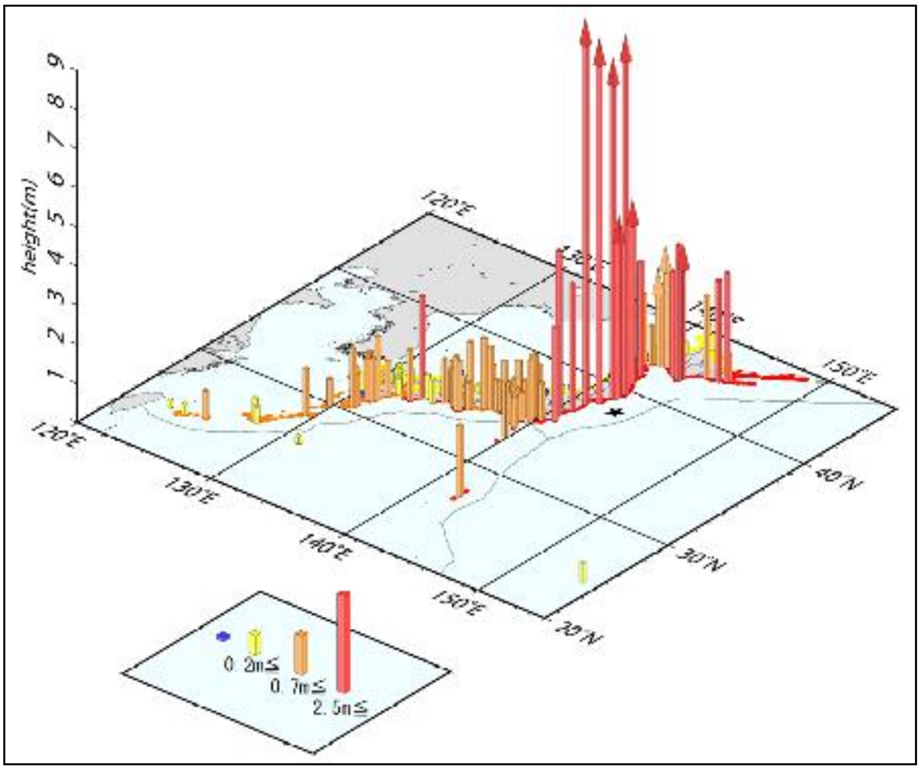

※ 矢印は、津波観測施設が津波により被災したためデータを入手できない期間があり、後続波で更に高くなった可能性があることを示す。

※ 当グラフは、気象庁が内閣府、国土交通省港湾局・海上保安庁・国土地理院、愛知県、四日市港管理組合、兵庫県、宮崎県、日本コークス工業株式会社の検潮データを加えて作成したもの。

東日本大震災における津波観測状況（気象庁資料）

２　津波による浸水状況

東北地方太平洋沖地震により、本町を含め宮城県の沿岸 15 市町は甚大な浸水被害を受けた。また、最大浸水高は、南三陸町(志津川)のＴ．Ｐ.19.6m、最大遡上高は、女川町のＴ．Ｐ.34.7mとなっている。

（１）　町の浸水状況

本町の津波による浸水は、浸水痕跡から町域すべてで 10m以上浸水し、志津川林地区で 23.9mの最大浸水深が確認されている。

（２）　浸水地域

本町の津波による浸水地域は、次の図･表に示すとおりで、沿岸部の全域、面積 1,144.5 ｈａであった。

浸水地域概況一覧表

地名		浸水面積 ｈａ	世帯数 戸	人口 人
志津川	細　浦	26.8	80	268
	清水浜	38.8	125	460
	荒　砥	21.2	114	439
	平　磯	18.2	79	275
	袖　浜	10.4	45	208
	志津川	254.5	2,052	5,832
	林・大久保	25.7	131	394
戸　倉	折　立	71.8	136	426
	西　戸	50.7	86	275
	水戸辺	31.4	40	138
	在　郷	87.8	82	277
	波伝谷	59.6	78	263
	津の宮	10.4	39	156
	滝　浜	12.2	47	182
	藤　浜	6.0	25	108
	長清水	16.9	39	172
	寺　浜	11.2	24	115
	荒　町	4.6	84	299
歌　津	港	42.5	122	464
	田の浦	57.6	98	346
	石　浜	10.0	62	234
	名　足	17.8	144	508
	中　山	13.5	54	215
	馬　場	32.9	45	197
	泊　浜	39.0	136	560
	館　浜	56.5	79	318
	伊里前	81.5	413	1,253
	寄　木	20.2	46	190
	韮の浜	14.8	84	361
合　計		1,144.5	4,589	14,933

出典：国土交通省による津波被災現況調査（世帯数・人口は 2011 年２月時点）

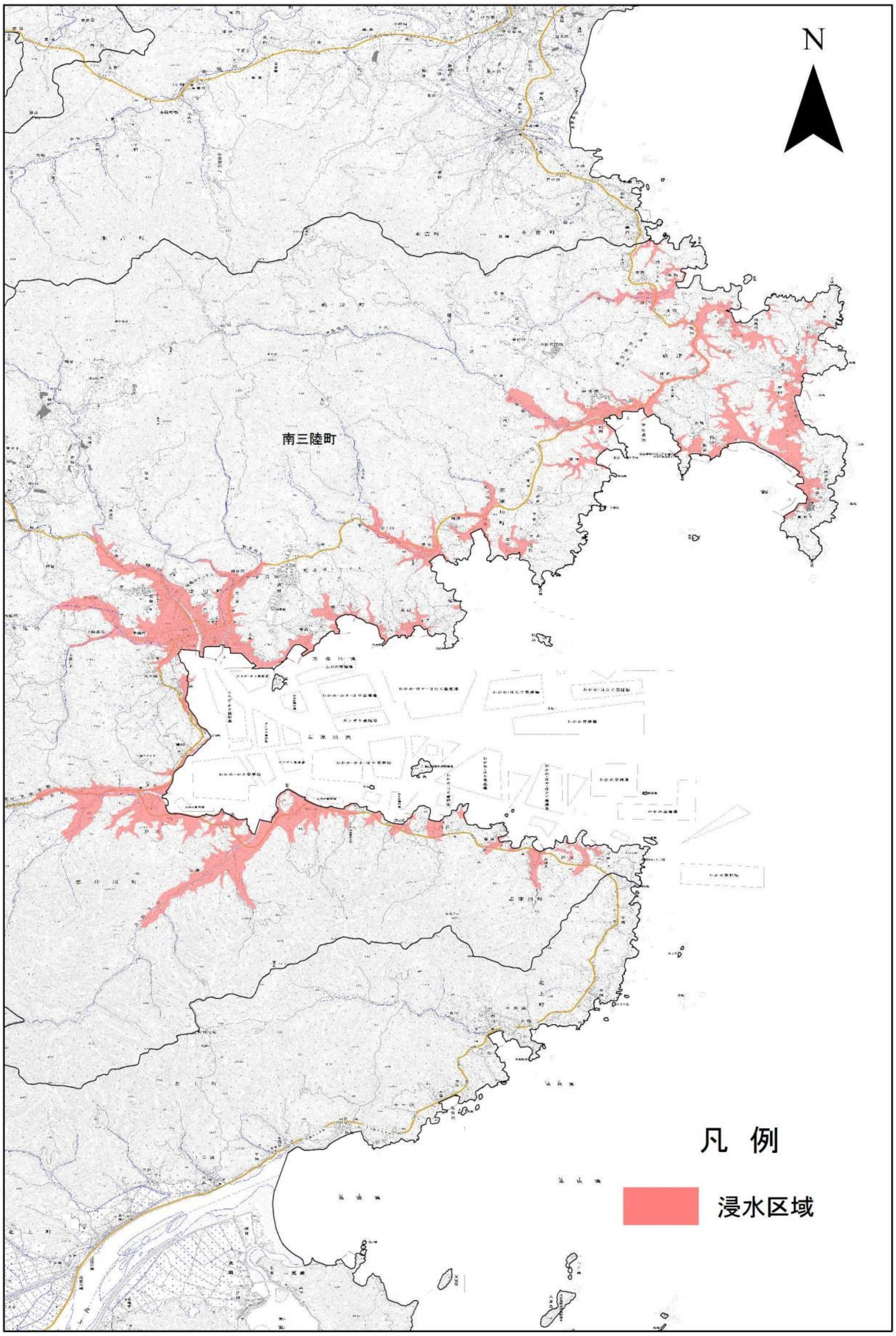

浸水地域概況図

３　本町における被害状況

（１）　人的、建物被害

町における津波による人的被害、家屋被害は、り災証明から次のとおりである。

住家などの被害（地震による倒壊を含む）（平成 25 年９月現在　宮城県資料）

南三陸町	人的被害							住家被害				非住
人口	死者			行方	負傷者			全壊	半壊	一部	床下	家
国勢調査	直接	関連	合計	不明者	重傷	軽傷	その他	（床上浸水含）		破損	浸水	被害
H22/10	人	人	人	人	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸
17,429	598	20	618	221	不明	不明	不明	3,143	178	1,204	不明	234

（２）　避難者数

津波発災直後の３月20日時点での避難者数は、人口構成比の55％の9,753人に及び、その後、集団避難も町内外で行われている。

		人数（人）	構成比（％）	最多時
①震災前人口（2011年２月末時点）		17,666		
②避難者数		9,753	55.21	３月20日
	A　うち町内避難（45箇所）	8,963	91.90	
	B　うち町外避難（50箇所）	790	8.10	
③集団避難※		2,674	15.14	５月20日

※集団避難先は、町内6箇所及び町外50箇所（栗原市6箇所、登米市6箇所、大崎市34箇所、加美町1箇所、山形県1箇所、秋田県2箇所）

（３）　津波浸水区域の避難所・公共施設

津波浸水区域に立地していた町役場、学校、病院、防災関係機関等、多数の避難所や公共施設が流失等甚大な被害を受けた。

第３　津波対策の方向性

宮城県は海域での地震発生が多く、その影響を受けやすい地理的特性と、津波が襲来した場合に被害が大きくなる地形的特徴がある。

本町は、防潮堤や防波堤の建設、避難場所、防災行政無線や潮位観測機器の整備など、ハード面の津波対策を推進するほか、大津波警報・津波警報・注意報等の情報収集・伝達の手順、避難勧告や避難指示の発令、津波防災意識の啓発、避難訓練の実施等を定めた津波避難計画の策定によるソフト面の津波対策を充実し、総合的な対策を講ずる。

第５節　対象とする津波

東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0 という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により甚大な被害が発生した。

このため、今後想定される津波を新たに設定しその対策に努める。

第１　想定される津波の設定と対策の基本的考え方

津波災害対策の検討に当たり、県が実施する科学的知見を踏まえあらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

１　被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定した被害想定を行い、減災目標を設定する。

２　その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

３　津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

第２　想定される津波の考え方

１　発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、町民等の生命を守ることを最優先とし、町民の避難を軸に、取りうる手段をつくした総合的な津波対策を確立する。

２　最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波

人命保護に加え、町民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

３　津波地震や遠地津波

必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対し、「最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波」と同様、人命保護に加え、町民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

第３　地震津波被害想定について

県では、過去の津波被害にかんがみ有効な津波対策を講ずるため、昭和 59 年度～昭和 61 年度の第一次から平成 14 年度～平成 15 年度の第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。第三次被害想定調査から８年が経過した平成 23 年度に、沿岸部の土地利用状況や構造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次被害想定調査を実施していたが、平成 23 年３月 11 日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。

被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施が出来なくなり中断している。

そのため、次期被害想定調査については、被災市町村において復興に向けたまちづくりがある程度進展した段階で実施することとしている。

第４　対象とする津波

１　本計画では、県による被害想定結果が出るまでの間、前節で示した東日本大震災津波による本町の津波被災を、想定される最大クラスの津波としてその被害を勘案した計画とする。

２　本津波による津波浸水区域については、基本的に要避難地域と設定されるが、その縁辺の低地部も含め、要避難地域として留意する。

第２章　災害予防対策

第１節　総　則

第１　東日本大震災の主な特徴

東日本大震災での津波は、巨大な津波高と広範囲の浸水域、内陸の奥域までの浸水、河川を遡上した津波による氾濫、広範囲にわたる地盤沈下などにより、従前の想定を超えるものであった。

このような津波の発生により、宮城県内では１万人を超える死者・行方不明者の発生や、住宅の流失、交通網の断絶、産業の停滞や経済的損失となり、宮城県沿岸部は甚大な被害を受けている。

さらに、地震発生後の津波警報の発表状況、津波警報等の伝達状況、住民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定やハザードマップより大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。

本町は、今回、従前の想定を超えた規模の地震や被害が発生したことから、これまでの想定の考え方を根本的に見直すとともに、主に以下のような問題点を踏まえ、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

１　行政機能の喪失

地震及び地震に伴い発生した大津波により、災害対応の中心となる町庁舎が被災し、本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。

２　大規模広域災害

被害が甚大で広範囲に渡ったことから、全国の都道府県、市町村により（相互応援協定に基づく）本町に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練などの不足や、交通手段の確保等、多くの課題も見られた。

３　物資の不足

物資を備蓄していた避難所や倉庫が津波の被害に遭ったことから、多数の孤立集落や孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等が枯渇し、またガソリンなど燃料も不足した。

４　避難行動要支援者対策

高齢者､障害者等の避難行動要支援者について､福祉避難所が被災し利用できなくなるなど､避難行動要支援者への対策が十分とは言えなかった。

５　地域防災力の不足

町では、沿岸地域で、従来から一定の津波対策が行われてきたが、東日本大震災での被害を受け、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識された。

６　津波被害の拡大

東日本大震災では、従来の津波ハザードマップで示されていた津波浸水予測を大きく上回り、その外側でも人的被害が発生した。また、過去の経験等から、地震直後に避難しなかった住民も多かった。

７　避難指示等の町民への情報途絶

地震による広域的な停電、町の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえづらかった等、避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

８　津波からの避難の阻害

避難場所が津波の被害にあったり人が多くて入りきれなかったり、救助が来るまでに時間がかかったといった避難場所の問題や、自動車での避難による渋滞の発生など、津波からの避難において多くの問題が発生した。

第２　基本的考え方

津波から住民の生命、身体及び財産を守り、安全･安心に暮らせるまちづくりの実現のため、町その他の防災関係機関は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波に対し、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、海岸保全施設等の整備といったハード対策と、津波からの避難を中心とするソフト対策とを組み合わせた、津波災害予防対策を実施する。

第３　想定される津波の考え方

１　発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（東北地方太平洋沖地震津波）

最大クラスの津波の対策は、次のハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防ぎょ」による地域づくりを推進する。

（１）　あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸とした、住民の防災意識の向上

（２）　海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等

（３）　臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策の実施

２　最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波（宮城県沖地震、昭和三陸地震津波）

人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

３　津波地震や遠地津波等（明治三陸地震津波、チリ地震津波）

（１）　必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対する知識の普及、津波監視体制、伝達体制の整備を図る。

（２）　「発生頻度が高い津波」同様に人命保護に加え、町民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

（３）　本震により海岸保全施設等が被災した場合の復旧の過程において、これらの本災害の後に発生が予想される余震や誘発地震による津波に対しては、被害が大きくなることが予想されることから、注意が必要である。

第２節　津波に強いまちの形成

主管部署	危機管理課・総務課・建設課・土木事務所

第１　目 的

町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

第２　津波浸水想定

町は、県が実施する津波浸水想定（津波災害のおそれのある区域）について町民へ公表し、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に実施する。

第３　津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置

町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難所及び避難場所・津波避難ビル等、更には避難路・避難階段等の整備など、避難関連施設の計画的整備に努める。

また、民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。

第４　計画相互の有機的な連携

町は、地域防災計画や他の計画等の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

第５　地震防災緊急事業五箇年計画

町は、県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業を危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め推進することとする。また、県の事業実施に当たってはそれに協力する。

１　計画期間

平成 23 年度～平成 27 年度

２　事業対象地区

第３次までの地震被害想定調査結果により、震度４以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、本町は地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定されている。

３　対象事業の範囲

（１）　要件

ア　県地域防災計画に（市町村事業は町地域防災計画にも）定められた地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事業であること。

イ　施設毎に主務大臣が定める基準に適合すること。

ウ　県地域防災計画に目標が定められている場合（県地域防災計画での被害想定、目標設定に努める）は、当該目標に即した事業であること。

（２）　町に対応する事業の範囲は、次のとおりとする。

ア　避難地
イ　避難路
ウ　消防用施設
エ　消防活動が困難である区域の解消に資する道路
オ　緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
カ　共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
キ　社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
ク　公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
ケ　公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
コ　キ～ケまでのほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
サ　海岸保全施設
シ　砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
ス　地域防災拠点施設
セ　防災行政無線設備その他の施設又は設備
ソ　井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
タ　非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
チ　救護設備等地震災害時における応急な措置に必要な設備又は資機材

第６　長寿命化計画の作成

町は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成等により、その適切な維持管理を図る。

第７　「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

１　県の対応

県は、最大クラスの津波に対応して、津波災害警戒区域の指定について検討を行う。

２　津波災害警戒区域に関する対応

町は、県により津波災害警戒区域の指定があった場合に、以下の対応を行う。

（１）　地域防災計画での考慮

町は、地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに以下の事項について、名称及び所在地等を定める。

ア　津波に関する情報
イ　予報及び警報伝達に関する事項
ウ　避難所及び避難場所及び避難経路に関する事項
エ　津波避難訓練に関する事項
オ　主として避難行動要支援者が利用する社会福祉施設
カ　学校
キ　医療施設

（２）　避難行動要支援者等が利用する施設での対応強化

町は、津波災害警戒区域内において、主として避難行動要支援者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の

確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

（３）　町民への周知徹底

町は、地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について、これらの事項を記載した印刷物の町民への配布等による周知を行う。

（４）　施設所有者又は管理者の取組支援

町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難　訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

（５）　津波による危険の著しい区域への対応

町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

３　津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

町は、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努め、必要に応じ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成する。

第３節　海岸保全施設等の整備

主管部署	建設課・農林水産課・危機管理課・土木事務所・地方振興事務所

第１　目 的

町は、その他の防災関係機関とともに、津波被害を軽減・防止するため、県等が実施する下記海岸保全施設等の整備や維持管理の強化に協力して津波防災対策の推進を図る。

東日本大震災のような最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等の整備高を大幅に高くすることは、費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などの観点から現実的ではない。

そこで、海岸保全施設等の整備は、引き続き、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さに対して進める。

なお、海岸保全施設等の整備に当たり、東日本大震災での海岸保全施設等そのものの被災も踏まえ、設計対象の津波高を超えた場合でも海岸保全施設等の整備効果が発揮できるような構造物とするよう努める。

第２　海岸保全施設等の整備（建設課・農林水産課・土木事務所・地方振興事務所）

１　現　況

本町の海岸線は総延長73ｋｍに及び、11箇所の建設海岸、14箇所の農地海岸及び10箇所の海岸治山施設を有し、集落はこの海岸線に沿った低地帯に集中している。当該海岸線はリアス式の三陸沿岸に位置し、災害を受けやすい特殊な地形を有しているとともに、環太平洋地震地帯に属し、更には台風の経路として常に高潮、津波災害の危険にさらされており、海岸保全事業の推進は防災上重要である。

２　事業の実施

町及び各海岸管理者は、海岸保全基本計画等に基づき、海岸堤防（防波堤）、防潮水門等の海岸保全施設を、緊急性の高い地域から、計画的かつ総合的に整備する。

また、各施設については、地震発生後の防ぎょ機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

なお、津波発生時において海岸保全施設より海側から円滑に避難が行えるよう、町の防災計画等との整合を図りつつ、避難口又は避難階段・スロープ等の設置を検討する。避難口を設置する場合は、町の防災計画との整合を図りつつ、想定する避難モデルや津波到達までに確保すべき避難時間、防潮堤の高さなど地域毎の状況を踏まえて、十分に配慮する。

３　陸閘等の維持管理

各海岸管理者及び開閉操作者は、既設防潮水門や陸閘について日頃から保守点検を行い、防災計画や管理・操作に関する地域の協力体制などを踏まえて、自動化・遠隔化など管理の高度化の必要性なども検討し、適切な維持管理に努める。

４　海岸保全施設被災時の対策

各海岸管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう、施設の補修又は新設の際に構造上の工夫に努めるなど、あらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

５　海岸保全区域の指定

町は、県とともに、津波の被害から海岸を保護するため又は海岸保全施設を保護するため必

要があるときは、防護すべき海岸区域の土石の採取、掘削その他の行為を制限又は禁止する等の措置を講じ、海岸の維持管理に万全を期す。

6　海岸堤防の整備

（1）　海岸堤防の基本計画堤防高について

県は、痕跡高や歴史記録・文献等の調査で判明した過去の津波の実績と、必要に応じて行うシミュレーションに基づくデータを用いて、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さを想定し、その高さを基準として、海岸堤防の計画堤防高を決定する。

（2）　海岸堤防の計画位置について

海岸堤防の位置については、復興まちづくり計画と整合を図りながら、海岸堤防の計画位置を決定する。

（3）　海岸堤防の整備高さについて

海岸堤防の整備については、復興まちづくり計画と整合を図りながら、緩傾斜堤防や直立堤防、まちづくりにおける盛土と特殊堤の組み合わせなど、構造について十分検討を行い、海岸堤防の基本計画堤防高を確保する。

7　水門・排水機場等の耐水対策

県は、水門・排水機場等の電気・機械設備について、浸水の危険性がある場合には、順次耐水対策を実施する。

第３　河川管理施設の整備（建設課・土木事務所）

1　事業の実施

河川管理者は、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備するとともに、地震発生後の防ぎょ機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

2　津波遡上の影響の考慮

河川管理者は、河川津波対策として、津波遡上の影響を考慮した堤防の高さを確保することにより、施設計画上の津波の遡上・流下に伴う氾濫防止を図る。

3　水門・陸閘等の維持管理

河川管理者は、水門・陸閘等について日頃から保守点検を行い、維持管理に努めるとともに、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保など、機能改善に向けた整備を促進する。

第４　港湾・漁港等の施設の耐震化（農林水産課・土木事務所・地方振興事務所）

1　現　況

本町は23箇所の漁港を有し、集落はこの海岸線に沿った低地帯に集中している。

2　漁港施設の整備

漁港管理者は、被災することにより生じる災害に関する危険区域の周知及びこれらの災害を防止するため、迅速な情報収集及び情報伝達の整備を推進するとともに、耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を行い、防災対策の整備を総合的に図ることとする。

第５　道路盛土等の活用（建設課・土木事務所）

道路管理者は、沿岸低平地において、内陸への浸水を低減し、多重防ぎょの機能を有した高盛土道路の整備を図る。

第６　農業用施設等における地震・津波対策（農林水産課・地方振興事務所）

地震・津波による農業被害については、農業用施設の損壊、津波により海水が浸水することによる土地・作物の塩害等が想定される。これらはいずれも半年～数年程度の間、農地の利用を不能にする可能性があることから、これらの被害を防止するため、町は県と連携して堤防等の整備を推進する。

また、重度の被害でなければ散水や灌排水による被害の軽減も不可能ではないことから、用水確保、排水機能の強化を推進する。

第４節　交通施設の災害対策

主管部署	建設課・農林水産課・国道維持出張所・土木事務所・地方振興事務所

第１　目 的

地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である道路施設が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する。

よって、道路等の交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策の実施による安全確保とともに、未整備部分の解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。

第２　道路施設

道路施設の災害対策については、第１編地震災害対策編 第２章 第５節 第２「道路施設」の定めに準ずる。

第３　漁港施設

漁港施設の災害対策については、第１編地震災害対策編 第２章 第５節 第３「漁港施設」の定めに準ずる。

第５節　都市の防災対策

主管部署	建設課・復興推進課

第１　目 的

町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心、快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等を活用するなど、大規模な震災（地震・津波）など都市の災害に対する危険性を把握しながら、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難所、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市施設の整備を行う。

第２　市街地再開発事業等の推進

市街地再開発事業等の推進は、第１編地震災害対策編 第２章 第６節 第２「市街地再開発事業等の推進」の定めに準ずる。

第３　土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業の推進は、第１編地震災害対策編 第２章 第６節 第３「土地区画整理事業の推進」の定めに準ずる。

第４　公園施設

公園施設の防災対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第６節 第４「公園施設」の定めに準ずる。

第５　津波避難を考慮した都市施設の整備

１　津波避難施設等の整備

町は、避難所及び避難場所・津波避難ビル、築山等を有する防災公園、避難路・避難階段などの避難関連施設等の整備は、できるだけ短時間で避難が可能となるよう、都市計画と連携した計画的整備を行うとともに、民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等を行う。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

２　特に配慮を用する施設の立地誘導

町は、町関連施設、避難行動要支援者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

第６　臨海部の津波対策

町は県と連携して、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からまちづくりを進める。

１　臨海部に集積する工場、物流拠点、漁港などの施設に対する被害を軽減する。

２　関係機関との連携の下、従事する者等の安全を確保する観点から、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備、その他避難対策の強化などの

総合的な取組を進める。

第６節　建築物等の安全化対策

主管部署	危機管理課・総務課・建設課・教育総務課・土木事務所

第１　目 的

津波に強いまちづくりを進めるために、公共建築物、一般建築物の耐震性、不燃性、耐浪性の確保に努めるとともに、津波に対する安全性を一層高める。

第２　公共建築物

公共建築物の対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第７節 第２「公共建築物」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

１　耐浪性の確保

町及び施設管理者は、庁舎、警察署、消防署、学校等、防災上重要な公共建築物について、耐浪性の確保に努める。

２　特に配慮を要する施設の防災拠点化

町関連施設、避難行動要支援者に関わる施設等については、浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合、町及び施設管理者は、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により、施設の防災拠点化に努める。

第３　一般建築物

一般建築物の対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第７節 第３「一般建築物」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に立地する場合は、浸水対策を施し、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする等の耐浪性の確保に努める。

第４　ブロック塀等の安全対策

ブロック塀等の安全対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第７節 第４「ブロック塀等の安全対策」の定めに準ずる。

第５　落下物防止対策

落下物防止対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第７節 第５「落下物防止対策」の定めに準ずる。

第６　建物内の安全対策

建物内の安全対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第７節 第６「建物内の安全対策」の定めに準ずる。

第７　津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策

１　町及び県は、津波災害特別警戒区域を指定したときは、指定した区域内において、津波から逃げることが困難な避難行動要支援者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限する。

２　津波災害特別警戒区域の指定がない場合においても、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする等の建築物の耐浪化等に努める。

第８　文化財の防災対策

文化財の防災対策は、第１編地震災害対策編 第２章第７節 第７「文化財の防災対策」の定めに準ずる。

第７節　ライフライン施設等の予防対策

主管部署	上下水道事務所・危機管理課・消防本部

第１　目 的

大規模地震・津波の発生により、町民生活に直結する上下水道・電力・ガス・石油・石油ガス及び電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である町の機能を麻ひさせるばかりでなく、安否確認、避難や救援・救出活動などの応急対策活動を実施する上で大きな支障となり、避難生活環境の悪化や、町民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性・耐浪性の強化、、拠点の分散、代替施設の確保、施設の適正な維持管理、災害復旧用資機材の整備及び確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模地震・津波による被害軽減のための諸施策を実施する。

第２　水道施設

水道施設の対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第８節 第２「水道施設」の定めに準ずる。

第３　下水道施設

下水道施設の対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第８節 第３「下水道施設」の定めに準ずる。

第４　電力施設

電力施設の対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第８節 第４「電力施設」の定めに準ずる。

第５　ガス施設

ガス施設の対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第８節 第５「ガス施設」の定めに準ずる。

第６　電信・電話施設

電信・電話施設の対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第８節 第６「電信・電話施設」の定めに準ずる。

第８節　危険物施設等の予防対策

主管部署	危機管理課・消防本部・警察署・保健福祉事務所

第１　目 的

大規模震災（地震・津波）時において、危険物（消防法に規定する危険物のほか、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物）施設等の火災や危険物等の流失等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、町及び関係機関は各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、地震・津波対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。また、各危険物施設や護岸等の耐震・耐浪性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。

第２　各施設の予防対策

各施設の予防対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第９節 第２「各施設の予防対策」の定めに準ずる。

第３　危険物施設

危険物施設の予防対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第９節 第３「危険物施設」の定めに準ずる。

第４　高圧ガス施設

高圧ガス施設の予防対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第９節 第４「高圧ガス施設」の定めに準ずる。

第５　化学薬品等の出火防止対策

化学薬品等の出火防止対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第９節 第５「化学薬品等の出火防止対策」の定めに準ずる。

第６　町長の措置要領

町長の措置要領は、第１編地震災害対策編 第２章 第９節 第６「町長の措置要領」の定めに準ずる。

第９節　防災知識の普及

主管部署	危機管理課・保健福祉課・教育総務課・商工観光課・消防本部・海上保安署

第１　目 的

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時から、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町その他の防災関係機関は、災害時における混乱や被害を極力防止するため、平常時から所属職員に対し、災害時の行動マニュアル等を作成・配布し、更に防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。

また、町民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

第２　防災知識の普及、徹底

防災知識の普及、徹底は、第１編地震災害対策編 第２章 第１０節 第２「防災知識の普及、徹底」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

１　住民への防災知識の普及

（１）　津波の危険性等の周知

町は、その他の防災関係機関と連携し、町民等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、大津波警報、津波警報及び津波注意報や避難指示等の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。

（２）　町民等への普及・啓発を図る事項

ア　避難行動に関する知識

（ア）　宮城県の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があること。

（イ）　強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難し、情報収集に努める。

（ウ）　大津波警報、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。

（エ）　海岸保全施設等より海側にいる人は津波注意報でも避難すること。

（オ）　避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。

（カ）　自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。

（キ）　指定された避難場所への移動が危険を伴う場合の近隣の退避場所への避難

（ク）　津波が河川を遡上すること。

（ケ）　津波は長時間継続するので、大津波警報、津波警報が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続けること。自己判断をしない。

（コ）　津波の規模によっては、２次的、３次的な避難行動を行うことなど

イ　津波の特性に関する情報

（ア）　津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。

（イ）　第一波が最大とは限らないこと。

（ウ）　津波は繰り返し襲ってくること。

（エ）　第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること。

（オ）　強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性 など

ウ　津波に関する想定・予測の不確実性

（ア）　地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。

（イ）　地震発生直後に発表される大津波警報、津波警報及び津波注意報の精度には一定の限界があること。また、大津波警報・津波警報は、マグニチュード８を超える巨大地震の場合においては津波の高さを「巨大」等と定性的な表現によること。

（ウ）　浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。

（エ）　避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災も有り得ること。

（オ）　津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくることなど

（３）　避難行動要支援者及び観光客等への配慮

ア　避難行動要支援者への配慮

防災知識等の普及に当たっては、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者・高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、避難行動要支援者に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

イ　観光客等への対応

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、避難場所などを示す標識を設置する等、広報に努める。

２　船舶への防災知識の普及

町は、以下を基本として、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。

（１）　沖合で航行・操業中に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下「沖」という。)へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する。

（２）　沖へ退避した船舶は、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。

（３）　港内で作業中(係留中)に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸上の避難所及び避難場所へ避難すること。

３　津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及

（１）　津波ハザードマップの整備

ア　ハザードマップの作成・周知

町及び県は、津波によって浸水が予想される地域として津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定を踏まえて避難所、避難場所及び避難路等を示す津波ハザード

マップの整備を行い、町民等に対し周知を図る。

イ　ハザードマップの有効活用

町及び県は、津波ハザードマップが町民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

（２）　日常生活の中での情報掲示

ア　円滑な避難を支援するための情報掲示

町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難所及び避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、町民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

イ　浸水高等を示す場合の留意点

町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、「実績水位か予測値か」、「海抜か浸水高なのか」等について、町民等に分かりやすく示すよう留意する。

（３）　観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

町は、観光地、観光施設、海水浴場、釣りスポット、鉄道駅及び乗船場といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域内を通行する車両の多い道路の沿道において、津波浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

第３　学校等教育機関における防災教育

学校等教育機関における防災教育は、第１編地震災害対策編 第２章 第１０節 第３「学校等教育機関における防災教育」の定めに準ずる。

第４　町民の取組

町民の取組は、第１編地震災害対策編 第２章 第１０節 第４「町民の取組」の定めに準ずる。

第５　災害教訓の伝承

災害教訓の伝承は、第１編地震災害対策編 第２章 第１０節 第５「災害教訓の伝承」の定めに準ずる。

第１０節　地震・津波防災訓練の実施

主管部署	危機管理課

第１　目 的

町は、地震・津波発生時に、その他の防災関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及や防災意識の高揚を図ることを目的として、地震・津波防災訓練を行う。訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図る。

第２　防災訓練の実施とフィードバック

防災訓練の実施とフィードバックは、第１編地震災害対策編 第２章 第１１節 第２「防災訓練の実施とフィードバック」の定めに準ずる。

第３　防災訓練

防災訓練は、第１編地震災害対策編 第２章 第１１節 第３「総合防災訓練」の定めに準ずる。

第４　防災関係機関の防災訓練

防災関係機関の非常通信訓練は、第１編地震災害対策編 第２章 第１１節 第４「防災関係機関の防災訓練」の定めに準ずる。

第５　学校等の防災訓練

学校等の防災訓練は、第１編地震災害対策編 第２章 第１１節 第５「学校等の防災訓練」の定めに準ずる。

第６　企業の防災訓練

企業の防災訓練は、第１編地震災害対策編 第２章 第１１節 第６「企業の防災訓練」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

町は、津波によって浸水が予想される地域に所在する企業等に対して次の津波防災訓練の実施を指導する。

１　大津波警報、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側又は津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練

２　津波避難ビル等として指定されている場合は、大津波警報、津波警報発表の際、企業が一時的な避難場所となることを想定した避難場所の運営訓練

３　災害発生時に備え、周辺町内会及び各行政区、地域住民並びに各企業・事業所による防災、被害軽減のため「地域で助けあう共助」の体制を構築するための合同訓練

第７　津波防災訓練及び普及内容

町は、津波警戒に関する地域住民への周知徹底を図るため、啓発用の標識や多数の地域住民も参加した津波防災訓練の実施等を通じて次の内容の普及を図る。

１　大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報等の収集、伝達
（１）　初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認
（２）　操作方法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認
（３）　町民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現）
２　津波避難訓練
（１）　標識の確認、避難の際の危険性等を把握
（２）　歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない
（３）　場合によっては民有地等に避難する必要があり、地域社会の中で理解を得る
（４）　夜間訓練等の実施により街灯等を確認する等の訓練を実施する。
３　津波防災施設操作訓練
（１）　誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか
（２）　津波予想到達時間内に操作完了が可能か
（３）　地震動等により操作不能となった場合の対応はどうするか
（４）　退避時間の確保
４　津波監視訓練
（１）　高台等の安全地域からの目視
（２）　監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた、津波監視の方法の習熟
（３）　監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

１　町民に対する内容

（１）　強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。

（２）　正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて入手する。

（３）　地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。津波注意報が発表されたときは、 直ちに海からあがって海岸に近づかない。

（４）　津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除され安全になるまで避難行動を止めない。

（５）　津波注意報でも海水浴や磯釣り等は危険なので行わない。

（６）　過去の経験から、「津波は引き波から始まる」と言い伝えられているが、押し波から始まることもあることから、誤った認識により不適切な行動を取らない。

２　船舶に対する内容

（１）　強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来るおそれがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。

（２）　大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合、以下の対応を基本とした避難行動をとる。

なお、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。

ア　沖合で航行・操業中に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下「沖」という。)へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討

する等、人命を最優先に対処する。

イ　沖へ退避した船舶は、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。

ウ　港内で作業中(係留中)に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたら、増し舫いを取る等、可能な流出防止措置を講じて直ちに陸上の避難場所へ避難すること。

エ　津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除され安全になるまで避難行動を止めない。

第１１節　自主防災組織等の育成

主管部署	危機管理課・消防本部

第１　目 的

大規模地震・津波が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、町は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

第２　地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における自主防災組織の果たすべき役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第１２節 第２「地域における自主防災組織の果たすべき役割」の定めに準ずる。

第３　自主防災組織の育成・指導

自主防災組織の育成・指導は、第１編地震災害対策編 第２章 第１２節 第３「自主防災組織の育成・指導」の定めに準ずる。

第４　自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、第１編地震災害対策編 第２章 第１２節 第４「自主防災組織の活動」の定めに準ずる。

第５　事業所等の自衛消防組織

事業所等の自衛消防組織の活動は、第１編地震災害対策編 第２章 第１２節 第５「事業所等の自衛消防組織」の定めに準ずる。

第１２節　ボランティアの受入

主管部署	危機管理課・保健福祉課・社会福祉協議会

第１　目 的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やＮＰＯ 等（以下「ボランティア関係団体」という。）は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、町その他の防災関係機関は、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、町と民間団体等との間で、ボランティアの受入や登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第２　ボランティアの役割

ボランティアの役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第１３節 第２「ボランティアの役割」の定めに準ずる。

第３　ボランティア活動の環境整備

ボランティア活動の環境整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第１３節 第３「ボランティア活動の環境整備」の定めに準ずる。

第４　専門ボランティアの登録

専門ボランティアの登録は、第１編地震災害対策編 第２章 第１３節 第４「専門ボランティアの登録」の定めに準ずる。

第５　一般ボランティアの受入体制

一般ボランティアの受入体制は、第１編地震災害対策編 第２章 第１３節 第５「一般ボランティアの受入体制」の定めに準ずる。

第１３節　企業等の防災対策の推進

主管部署	危機管理課・商工観光課

第１　目 的

企業等は自ら防災組織を結成し、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第２　企業等の役割

企業等の役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第１４節 第２「企業等の役割」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

１　町への報告

本編第２章第２節第７「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応により定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町に報告するものとする。

第３　企業等の防災組織

企業等の防災組織は、第１編地震災害対策編 第２章 第１４節 第３「企業等の防災組織」の定めに準ずる。

第１４節　津波調査研究等の推進

主管部署	危機管理課

第１　目 的

地震・津波に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関で行われている情報及び県における調査を収集・整理し、震災対策に生かすよう努める。

第２　被害想定状況調査

被害想定状況調査は、第１編地震災害対策編 第２章 第１５節 第２「被害想定状況調査」の定めに準ずる。

第３　津波調査研究等の推進

津波調査研究等の推進は、第１編地震災害対策編 第２章 第１５節 第３「調査研究の連携強化」の定めに準ずる。

第４　津波監視システムの整備

町は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を確認に行くことによる危険性を回避するため、沿岸部への津波監視カメラなど情報インフラを強化するとともに、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システム、潮位観測システム等の整備拡充に努める。

第１５節　津波監視体制、伝達体制の整備

主管部署	危機管理課

第１　目　的

町その他の防災関係機関は密接な連携を図り、津波発生の際に速やかに警戒態勢がとれるよう、津波監視・観測体制の整備や、情報を迅速に伝達できる体制の整備を図る。

第２　津波の観測体制の整備

気象庁は、地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い、観測結果に基づく迅速な津波警報・注意報、津波情報等の発表及び伝達を行っている。

１　気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

２　津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表される。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さが定性的表現で発表される。

予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報が発表される。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

<table>
<tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th></tr>
<tr><th>数値での発表</th><th>定性的表現での発表</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波警報</td><td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td><td>10m＜高さ</td><td>10m超</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="4">・陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
・警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
<tr><td>5m＜高さ≦10m</td><td>10m</td></tr>
<tr><td>3m＜高さ≦5m</td><td>5m</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、3m以下の場合</td><td>1m＜高さ≦3m</td><td>3m</td><td>高い</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高いところで0.2ｍ以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>0.2m≦高さ≦１ｍ</td><td>1m</td><td>（表記なし）</td><td>・陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
・注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td></tr>
</table>

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

＜津波警報等の留意事項等＞

ア　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

イ　津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

ウ　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

第３　津波監視体制の整備

１　津波観測機器の維持・整備

町及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部は、仙台管区気象台から津波等の注意報・警報が発表され、又は海面に異常を認めた場合、沿岸住民に対する広報及び避難誘導等の措置が適切に講じられるよう、潮位計、水圧計、超音波式潮位観測システム等の津波観測機器の維

持・整備に努める。

２　観測情報の共有化

町その他の防災関係機関は、各観測機器から得られた情報の共有化に努める。

３　伝達体制の整備

町は、東北地方整備局のＧＰＳ波浪計の沖合波浪観測情報を速やかに入手する体制の整備に努める。

県内における津波観測施設等一覧

設置箇所	東北地方整備局	仙台管区気象台	市町・消防本部	計
仙台市	2	1		3
石巻市	2	1		3
塩竈市			塩釜地区消防事務組合（１）	1
気仙沼市			気仙沼市（５）	5
松島町			塩釜地区消防事務組合（１）	1
南三陸町			南三陸町（３）	3
計	4	2	10	16

第４　津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

１　町の対応

（１）　避難指示等の発令基準の設定

ア　発令基準の策定・見直し

津波警報等の内容に応じた、避難勧告、避難指示（緊急）等（以下「避難指示等」という。）の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

イ　伝達体制の整備

津波警報等に応じて、自動的に避難指示等を発令する場合においても、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を、町民等に伝える体制を確保する。

（２）　伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化

ア　多様な情報伝達手段の確保

町は、様々な環境下にある町民や職員等に対し、津波警報等の伝達手段として、同報無線の不感地帯の解消に努めるとともに、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図る。

また、サイレン、広報車のほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。

イ　確実な伝達方法の確保

町は、気象庁からの津波警報等及び地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等と同報無線との自動起動を推進する。

また、町は、障害に強い伝達体制の整備と併せ、いわゆるプッシュ型の情報伝達を充実させる。

ウ　自動車運転者対策

県及び町は、走行中の自動車に対し、大津波警報・津波警報の発表状況、浸水想定区域、交通規制や迂回路、避難場所等に関する情報を伝達する手段として、カーラジオ、カーテレビ、カーナビゲーションシステム等の車載機器を活用した方策を検討する。

エ　海域海岸利用者対策

町は、観光客・釣り客・水産事業者等海域海岸利用者に対し、防災行政無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え、色や光等視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段の普及に努める。

カ　避難行動要支援者対策

県及び町は、字幕放送や手話放送、多言語放送等に加え、高齢者、障害者、外国人等の避難行動要支援者が災害時に安全を確保し、必要な情報を入手し得る方策の検討を行うよう努める。

（３）　伝達内容の検討

町は、大津波警報、津波警報、避難勧告等を町民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど、避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。

その際、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に十分配慮する。

（４）　多様な条件下の考慮

夜間・休日の情報伝達については、24 時間体制で伝達する体制を構築する。

さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達体制を確立する。

（５）　津波地震や遠地地震の考慮

町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、町民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、大津波警報、津波警報、津波注意報や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

２　南三陸消防署の対応

（１）　町民等に対し、消防車及び広報車等によるサイレンや拡声器等により津波警報等及び津波予報を伝達する体制を整備する。

（２）　町との協定により、同報無線を活用し 24 時間体制で情報を伝達する体制を構築する。

（３）　観光客・釣客・水産事業者等海岸付近にいる町民等への情報伝達体制を確立する。

３　警察の対応

南三陸警察署は、津波警報等及び津波予報が発表され、県警察本部から無線又は有線により伝達を受けた場合、各交番や関係機関への通報伝達体制、情報通信施設及び機器等の整備を図る。

また、パトカー等により広報を行い、町その他の防災関係機関と協力し警戒活動を行う体制の整備に努める。

４　気仙沼海上保安署の対応

（１）　迅速・的確な伝達体制の確立

ア　関係機関等に対する伝達

あらかじめ定めた津波警報等発表時の伝達系統図に従い、迅速・的確な情報提供を行う。

イ　港内在泊船舶等に対する伝達

漁協・代理店等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

ウ　航行船舶等に対する伝達

航行警報、安全通信等により周知する。

エ　港内作業員及び釣り客・海水浴客に対する伝達

工事作業会社、釣具店･海水浴場管理者等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

（２）　情報伝達訓練等の実施

迅速･的確な津波警報等及び津波情報の情報伝達を図るため、定期的に伝達訓練を実施するとともに必要に応じて連絡系統図の見直しを行う。

５　東日本電信電話株式会社の対応

（１）　大津波警報、津波警報伝達の迅速化、確実化

気象業務法に基づき、気象庁から大津波警報、津波警報の通知を受けたときは、直ちにその通知された事項を関係市町に対し迅速かつ確実に伝達するよう努める。

（２）　大津波警報、津波警報伝達等点検の実施

大津波警報、津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、定期的にデータの送受信試験を実施し、伝達漏れの防止等を図る。

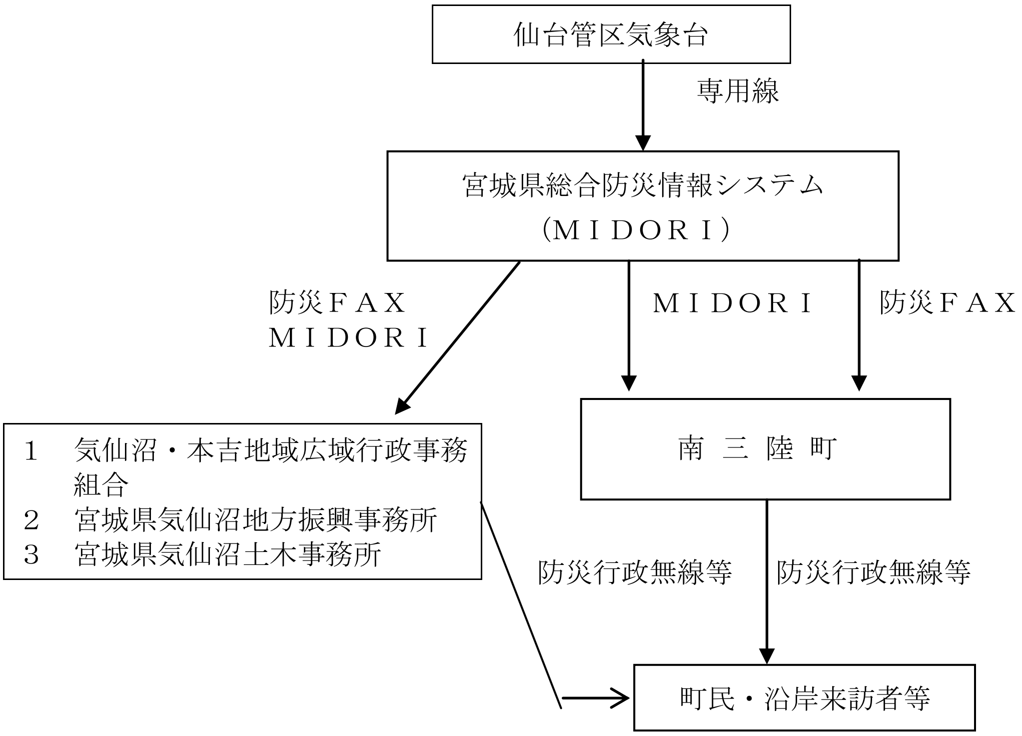

津波警報等伝達フロー

第１６節　情報通信網の整備

主管部署	危機管理課

第１　目 的

大規模災害時・津波発生時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想される。このため、町その他の防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのＩＴ化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化・耐浪化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

また、平常時から停電を想定した実践的な訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

第２　町における災害通信網の整備

町における災害通信網の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第１６節 第２「町における災害通信網の整備」の定めに準ずる。

第３　職員参集等防災システムの整備

職員参集等防災システムの整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第１６節 第３「職員参集等防災システムの整備」の定めに準ずる。

第４　地域住民等に対する通信手段の整備

地域住民等に対する通信手段の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第１６節 第４「地域住民等に対する通信手段の整備」の定めに準ずる。

第５　孤立想定地域の通信手段の確保

孤立想定地域の通信手段の確保は、第１編地震災害対策編 第２章 第１６節 第５「孤立想定地域の通信手段の確保」の定めに準ずる。

第６　非常用電源の確保

非常用電源の確保は、第１編地震災害対策編 第２章 第１６節 第６「非常用電源の確保」の定めに準ずる。

第７　大容量データ処理への対応

大容量データ処理への対応は、第１編地震災害対策編 第２章 第１６節 第７「大容量データ処理への対応」の定めに準ずる。

第８　防災関係機関における災害通信網の整備

防災関係機関における災害通信網の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第１６節 第８「防災関係機関における災害通信網の整備」の定めに準ずる。

第９　災害伝言ダイヤル等の活用

災害伝言ダイヤル等の活用は、第１編地震災害対策編 第２章 第１６節 第９「災害伝言ダイ

ヤル等の活用」の定めに準ずる。

第１７節　職員の配備体制

主管部署	全部署

第１　目 的

大規模地震・津波により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、町その他の防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進し、及び優先度の高い通常業務を継続するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。そのため、町その他の防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

第２　配備体制の明確化

町は、宮城県に、津波注意報が発表された場合には警戒本部を、津波警報若しくは大津波警報が発表された場合又は町内に被害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合には町災対本部を、発表され、又は被害の発生を確認した等のときにおいて、自動的に設置する。

なお、町長不在時の指示伝達体制については、あらかじめ定めるところによる。

１　町災対本部

（１）　町災対本部の組織

町災対本部の組織は、「南三陸町災害対策本部条例」及び「南三陸町災害対策本部運営規程」に基づくものとし、その概要は次のとおりである。

町本部長	副本部長	本部員（部長のみ記載）
町　長	副町長 教育長	危機管理課長 総務課長 建設課長 農林水産課長 環境対策課長 保健福祉課長 上下水道事業所長 教育総務課長 生涯学習課長 歌津総合支所長 その他町本部長が必要と認める者

（２）　指揮命令系統

町長が不在等により町本部長として指揮を執れない場合、副町長、総務課長、企画課長の順に指揮を執る。

（３）　町災対本部の設置及び廃止

町長は、町域に相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めたときに町災対本部を設置(ただし、津波警報、大津波警報が発表されたときは自動的に設置する)し、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたときに廃止する。

そのため災害発生時における円滑な対応を可能とするため、平常時から自動設置となる場合と、町長が必要と認めた場合における指示系統をあらかじめ周知しておく。

なお、設置及び廃止した場合は、その旨を直ちに県へ報告するとともに関係機関へ公表する。

（４）　町災対本部の運営

次の組織を運営するに当たって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等についてあらかじめ周知する。

ア　町災対本部会議

町本部長は、町本部長・副本部長及び本部員で構成する町災対本部会議を開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議、決定する。

イ　各部

各部は、町における災害対策活動組織として、町災対本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

ウ　現地災対本部

町本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要と認めるとき、当該災害現場に現地災対本部を設置する。

２　警戒本部

（１）　津波０号配備（警戒配備）

宮城県に津波予報（若干の潮位変動）が発表されたとき、又は遠地地震（津波）への警戒を必要とするときに、危機管理課長を統括者とする警戒配備体制を敷き、危機管理課等関係課の職員は、情報の収集及び必要に応じた広報等を実施する。

（２）　津波１号配備（特別警戒配備）

宮城県に津波注意報が発表されたとき、その他副町長が必要と認めたときに、副町長を本部長とする警戒本部（本部員：危機管理課長、総務課長、企画課長、保健福祉課長、建設課長、歌津総合支所長及び教育総務課長）を設置し、情報の収集及び海岸や河口付近などから離れる旨の注意喚起その他の必要な広報等を実施する。

３　職員参集手段等の構築

職員の参集手段は、南三陸町初動マニュアルの「職員の参集基準」・「配置の伝達・報告」に則り、休日、夜間等勤務時間外に地震等が発生した場合を想定し、速やかな町災対本部等の立上げを行う。

第３　防災関係機関の配備体制(各機関)

防災関係機関は、地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要な職員を動員し、町及び県等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、県並びに法及び防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。

また、病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等避難行動要支援者収容施設、町営住宅、

教育施設等の管理者は、大規模な災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

第４　マニュアルの作成

町は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底し、随時見直しを図る。

第５　業務継続計画（ＢＣＰ）

１　業務継続性の確保

（１）　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

町は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（ＢＣＰ．Business　Continuity Planning）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

（２）　業務継続体制の確保

町は、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

また、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時の優先業務について定めておくものとする。

２　電源及び非常用通信手段の確保対策

（１）　電源及び非常用通信手段の確保

町は、主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段を確保する。

（２）　再生可能エネルギーの導入推進

町は、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

３　データ管理の徹底

町は、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報、及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

４　職員の心のケア

町は、災害への対応が長期に渡ることをかんがみ、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう体制を構築する。

第１８節　防災拠点等の整備

主管部署	危機管理課・消防本部・各課・各機関

第１　目 的

町その他の防災関係機関は、津波災害時における防災対策を推進する上で重要となる避難所、避難場所、防災拠点等について、早急に整備・拡充を図る。

また、津波災害時に必要となる防災物資及び資機材等の整備については、防災活動拠点と関連付けて整備・拡充を図る。

なお、庁舎等の設置場所について、被害軽減の観点から、津波浸水想定区域から外す、あるいは改めて設置場所の見直しの検討を行う。

第２　防災拠点の整備

防災拠点の整備は、第１編 地震災害対策編 第２章 第１８節 第２「防災拠点の整備」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1　津波危険区域における防災拠点型建物の整備においては、耐震化に合わせて耐浪化を進める。

2　東北地方太平洋沖地震の津波により、役場庁舎や公立志津川病院などの多くの防災拠点施設が被災したため、防災拠点施設については、これまでの施設の立地や機能などを再評価し、町民意向や将来人口などを勘案しながら津波防災拠点施設の再整備を図る。

3　役場や病院、学校、福祉施設など災害時に重要な役割を担う施設や要配慮者が利用する施設について、防災拠点としての活用を視野に入れ、高台など安全が確保できる場所へ配置する。

第３　防災拠点機能の確保・充実

防災拠点機能の確保・充実は、第１編 地震災害対策編 第２章 第１８節 第３「防災拠点機能の確保・充実」の定めに準ずる。

第４　ヘリポートの整備

ヘリポートの整備は、第１編 地震災害対策編 第２章 第１８節 第４「ヘリポートの整備」の定めに準ずる。

第５　防災用資機材等の整備

防災用資機材等の整備は、第１編 地震災害対策編 第２章 第１８節 第５「防災用資機材等の整備」の定めに準ずる。

第６　防災用資機材等の確保対策

防災用資機材等の確保対策は、第１編 地震災害対策編 第２章 第１８節 第６「防災用資機材等の確保対策」の定めに準ずる。

第１９節　相互応援体制の整備

主管部署	危機管理課

第１　目 的

大規模津波が発生した場合には、その業務量と時間的制約等により、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の関係機関等の協力が必要となる。

このため、町は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第２　相互応援体制の整備

相互応援体制の整備は、第１編 地震災害対策編 第２章 第１９節 第２「相互応援体制の整備」の定めに準ずる。

第３　市町村間の応援協定

市町村間の応援協定は、第１編 地震災害対策編 第２章 第１９節 第３「市町村間の応援協定」の定めに準ずる。

第４　県による町への応援

県による町への応援は、第１編 地震災害対策編 第２章 第１９節 第４「県による町への応援」の定めに準ずる。

第５　非常時連絡体制の確保

非常時連絡体制の確保は、第１編 地震災害対策編 第２章 第１９節 第５「非常時連絡体制の確保」の定めに準ずる。

第６　資機材及び施設等の相互利用

資機材及び施設等の相互利用は、第１編 地震災害対策編 第２章 第１９節 第６「資機材及び施設等の相互利用」の定めに準ずる。

第７　救援活動拠点の確保

救援活動拠点の確保は、第１編 地震災害対策編 第２章 第１９節 第７「救援活動拠点の確保」の定めに準ずる。

第８　関係団体との連携強化

関係団体との連携強化は、第１編 地震災害対策編 第２章 第１９節 第８「関係団体との連携強化」の定めに準ずる。

第２０節　医療救護体制の整備

主管部署	保健福祉課・南三陸診療所・保健福祉事務所

第１　目 的

大規模地震・津波災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、災害時には本町の医師又は医療機関が被災する場合や、交通機関、通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、町は医療関係機関と緊密な連携を図りながら、町民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

第２　医療救護体制整備

医療救護体制整備は、第１編 地震災害対策編 第２章 第２０節 第２「医療救護体制整備」の定めに準ずる。

第３　医薬品等の備蓄・供給体制

医薬品等の備蓄・供給体制の整備は、第１編 地震災害対策編 第２章 第２０節 第３「医薬品等の備蓄・供給体制」の定めに準ずる。

第２１節　火災予防対策

主管部署	危機管理課・消防本部・農林水産課・海上保安署

第１　目 的

地震・津波に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想されるとともに、津波発生時には、海上に流れ出た油や、引火して流れる家やがれき、車などにより、広く延焼し、大規模災害になる可能性が高い。

地震により発生する火災は、津波からの迅速な避難の支障となることから、町その他の防災関係機関は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努めるとともに、津波発生時の引火に対する予防対策を講ずる。

第２　地震による出火防止・火災予防の徹底

地震による出火防止・火災予防の徹底は、第１編 地震災害対策編 第２章 第２１節 第２「出火防止・火災予防の徹底」の定めに準ずる。

第３　津波による出火防止、火災予防の徹底

１　津波による火災予防対策の指導

津波発生時の火災は、津波により建築物や自動車、船舶などが押し流され、大量の漂流物が発生し、それらに石油貯蔵タンクからの漏えい油や高圧ガス設備の爆発等から引火し、延焼することが、主な要因と考えられる。

町及び消防本部は、石油貯蔵施設や高圧ガス施設の管理者に対して、耐浪化や、津波災害時の石油、ガス等の漏えい防止を図るため、津波被災時における浸水対策、津波到達前の緊急停止措置等、事業所外への流出防止策等について検討するよう指導を行う。

２　津波による被害発生時への備え

高圧ガス施設管理者は、事業所内の高圧ガス設備等が津波により破損、流出し、ガスが漏えいした場合等の被害を想定し、町等の関係機関へ情報を提供する体制を確立する。

第４　消防力の強化

消防力の強化については、第１編 地震災害対策編 第２章 第２１節 第３「消防力の強化」の定めに準ずる。

第５　消防水利の整備

消防水利の整備は、第１編 地震災害対策編 第２章 第２１節 第４「消防水利の整備」の定めに準ずる。

第６　消防計画の充実強化

消防計画の充実強化対策は、第１編 地震災害対策編 第２章 第２１節 第５「消防計画の充実強化」の定めに準ずる。

第７　海上における火災の防止

海上における火災の防止は、第１編 地震災害対策編 第２章 第２１節 第６「海上における火災の防止」の定めに準ずる。

第２２節　緊急輸送活動対策

主管部署	建設課・農林水産課・商工観光課・国道維持出張所・土木事務所・地方振興事務所・警察署

第１　目 的

大規模な地震・津波災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、町及び関係機関は、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく

第２　緊急輸送ネットワークの形成

緊急輸送ネットワークの形成は、第１編 地震災害対策編 第２章 第２２節 第２「緊急輸送ネットワークの形成」の定めに準ずる。

第３　緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の確保は、第１編 地震災害対策編 第２章 第２２節 第３「緊急輸送道路等の確保」の定めに準ずる。

第４　建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備

建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備は、第１編 地震災害対策編 第２章 第２２節 第４「建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備」の定めに準ずる。

第５　緊急輸送体制

緊急輸送体制の確立は、第１編 地震災害対策編 第２章 第２２節 第５「緊急輸送体制」の定めに準ずる。

第６　港湾・漁港機能の確保

港湾・漁港機能の確保は、第１編 地震災害対策編 第２章 第２２節 第６「港湾・漁港機能の確保」の定めに準ずる。

第７　海上輸送の確保

海上輸送の確保の確保は、第１編 地震災害対策編 第２章 第２２節 第７「海上輸送の確保」の定めに準ずる。

第２３節　避難対策

主管部署	危機管理課・総務課・教育総務課・保健福祉課

第１　目 的

大規模津波災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備及び物資の整備に努める。

緊急に避難する場所としての避難場所、津波避難ビル等及び避難所等へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に町民等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。

第２　徒歩避難の原則の周知

１　徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故などの発生のおそれがあることから、地震発生時の避難は、避難場所（安全な高台）までに距離があり、津波から避難するためにはやむを得ず車を使用しなければならない場合その他の特別の事情がある場合を除き、徒歩によることとする。

このため、町は、自動車運転免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

また、町は、やむを得ない車による避難も行われることを考慮し、車による避難者が安全かつ確実に避難できる方策について、警察その他の関係機関と十分に調整した上で、避難者が安全かつ確実に避難できる方策について検討する。

２　自動車での避難方策の検討

町内の各地域において、津波到達予測時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合において、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

検討に当たっては、南三陸警察署と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成に努める。

第３　避難所等の確保

避難所等の確保は、第１編地震災害対策編 第２章 第２３節 第３「避難所等の確保」の定めに準ずるほか、避難所等の確保については、先人の教えも活用しながら、安全な高台に設置することを基本とし、低地部にある市街地等をはじめとして、高台にある避難場所までの距離が遠いなど、避難が困難な地域については、津波避難ビル、築山等を有する防災公園等を整備する。

第４　津波避難ビルの確保

１　津波避難ビルの指定

町は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、津波避難ビルをあらかじめ定めておく。

２　津波避難ビルの条件

津波避難ビルの指定については、次の条件に留意する。

（１）　ＲＣ又はＳＲＣ構造であること。

（２）　建物は十分な耐震性・耐浪性を有すること。

（３）　進入口への円滑な誘導が可能であること。

なお、上記条件以外にも、想定浸水深さに相当する階に２を加えた階に避難スペースを確保できる建築物であること、避難路に面していること、外部から避難が可能な階段があること、長期的な孤立を防ぐため、津波終息後に極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましい。

３　津波避難ビルの充足状況の確認

町は、避難が想定される地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等に対する津波避難ビル等の充足状況を確認し、不足する場合は、新たな指定や整備について検討する。

４　津波災害警戒区域内等での留意事項

町は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどして、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

また、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

第５　避難路の確保

１　避難路の安全確保対策

町は、避難場所、避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- 十分な幅員があること。
- 万一に備え複数路を確保すること。
- 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路であること。
- 海岸沿い・河口沿いの道路は極力避けること。
- 高台等の避難場所・避難目標地点へ向け、極力直線であること。
- 自動車での避難が想定される場合は、極力歩車分離とし、自動車を路側に置いても緊急車両が通行可能な幅員であること。
- 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高が確保されること。

町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路としての機能の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

２　幹線道路の避難路指定

町は、東日本大震災における経験（津波からの避難行動、山間の地域における後方支援の展開等）を踏まえ、国道 398 号、一般県道志津川登米線その他幹線道路について、津波災害対策における避難路として指定すべく、整備主体である県との調整をはじめとし、県その他の防災関係機関と必要な連携を図る。

第６　避難路等の整備

避難路等の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第２３節 第５「避難路等の整備」の定めに準ずるほか、次により実施する。

また、特に三陸沿岸道路の整備に鑑み、国と調整を図りながら、緊急連絡路について町道石泉線との交差付近に、緊急避難階段について県道払川町向線との交差付近及び（仮称）歌津北ＩＣ付近に整備し、地域住民の更なる安全を確保するものとする。

１　津波避難の迅速化の考慮

町は、関係機関と連携して避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地域の実情に応じた高台方向に向かう車線の拡幅や多車線化など、津波避難の迅速化も念頭に置いた検討を行う。

２　浸水高表示に関する留意点

町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海抜なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

第７　避難誘導体制の整備

避難誘導体制の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第２３節 第６「避難誘導体制の整備」の定めに準ずるほか、情報入手手段・装備の確保を実施する。

町は、避難誘導支援者等が津波警報等を確実に入手するための情報入手手段や装備、また、消防団等の、避難支援者へ退避を指示できる通信手段(移動系無線等)の装備の充実を図る。

第８　避難行動要支援者の支援方策

避難行動要支援者の支援方策は、第１編地震災害対策編 第２章 第２３節 第７「避難行動要支援者の支援方策」の定めに準ずる。

第９　消防機関等の対応

１　地域防災計画における対策の策定

町は、地域防災計画において、消防本部及び消防団が、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として対策を定める。

（１）　津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

（２）　津波からの避難誘導

（３）　自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

（４）　救助・救急

（５）　緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

２　消防職員・消防団員の安全確保対策

町及び消防本部は、消防職員・消防団員の安全確保を基本とし、「消火、救急、救助、避難誘導、水門閉鎖等の活動中においても、津波による危険が迫れば、「消防職員・消防団員も安全な高台等に退避する。」ことについてルール化を図り、日ごろから町民に周知し、理解を得ておくよう努める。

また、津波の浸水想定区域内の活動については、津波到達予想時刻までの「活動可能時間の判断」等、消防職員・消防団員の安全確保を基本とした各活動マニュアルの作成に努める。

第１０　教育機関における対応

教育機関における対応は、第１編地震災害対策編 第２章 第２３節 第８「教育機関における対応」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

町及び県は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、学校等の津波対策に努める。

第１１　避難計画の作成

津波避難計画の作成は、第１編地震災害対策編 第２章 第２３節 第９「避難計画の作成」の定めに準ずるほか、計画策定においては次のように対応する。

１　津波避難計画の策定及び周知徹底

町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、以下に掲げる事項等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容について住民等への周知徹底を図る。

（１）　避難対象地域
（２）　避難の勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法
（３）　津波情報の収集・伝達の方法
（４）　避難路及び避難経路、誘導方法
（５）　避難所の名称、所在地及び受入れできる人員
（６）　避難場所の名称、所在地及び受入れできる人員　など

なお、避難の勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定に当たっては、「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 29 年１月）を参考とする。

また、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者その他特に避難行動に時間を要する者に対して、その者に係る避難行動支援対策と連携の上、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達するよう努める。

２　地域ごとの避難計画策定支援

町は、津波避難計画の策定に当たり、町内会・自治会・自主防災組織等、沿岸地域住民がワークショップなどを開催するなど、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波避難マップなどのよりきめの細かい地域ごとの避難計画を策定するための支援を行う。

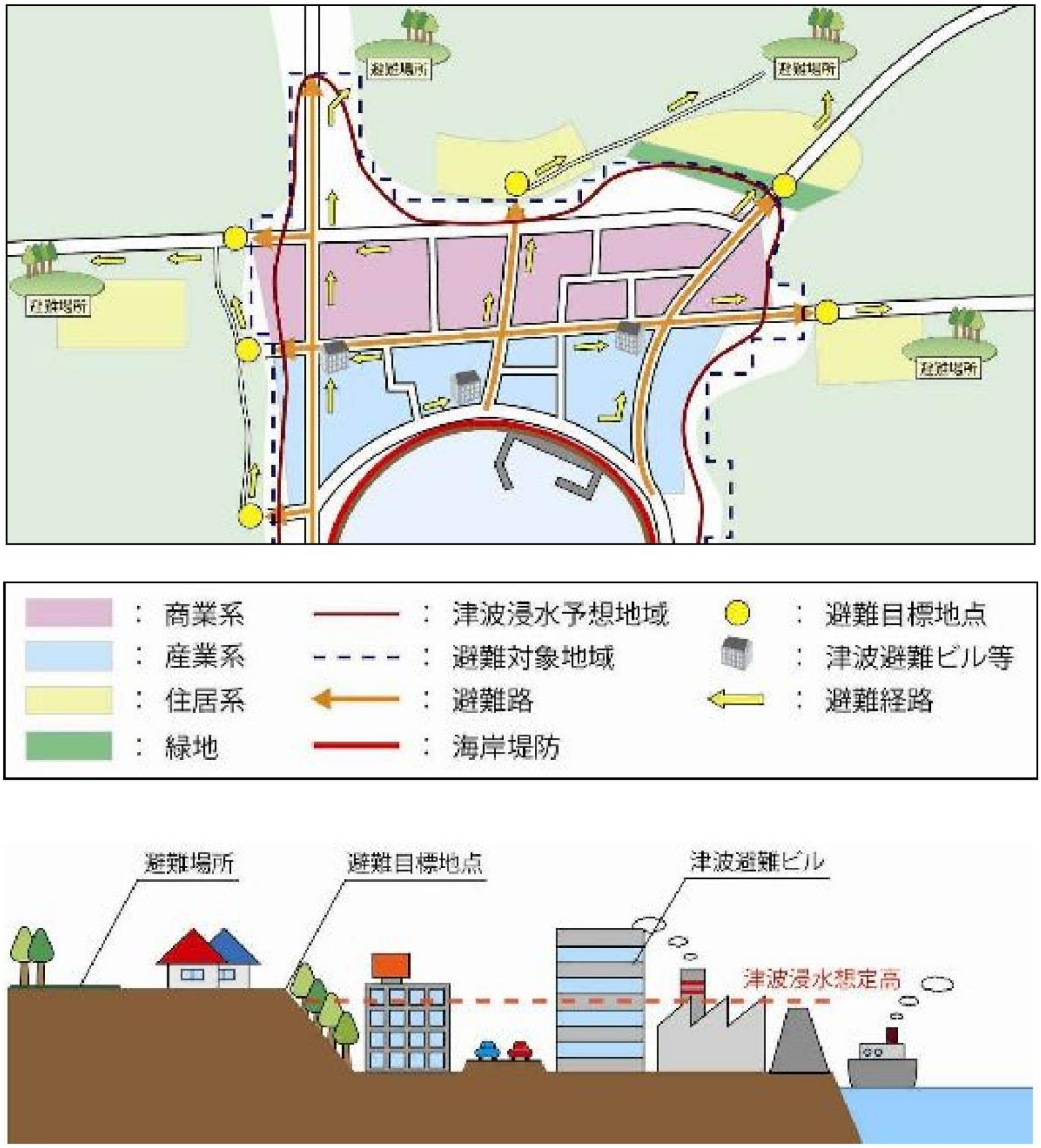

津波避難計画の概念図（リアス部）

第１２　避難に関する広報

避難に関する広報は、第１編地震災害対策編 第２章 第２３節 第１０「避難に関する広報」の定めに準ずる。

第２４節　避難受入対策

主管部署	危機管理課・総務課・教育総務課・保健福祉課・建設課・土木事務所

第１　目 的

大規模津波災害時には、津波、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、町は、事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるよう指定するとともに、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第２　避難所の確保

避難所の確保は、第１編地震災害対策編 第２章 第２４節 第２「避難所の確保」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

町は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

第３　避難の長期化対策

避難の長期化対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第２４節 第３「避難の長期化対策」の定めに準ずる。

第４　避難所における家庭動物の対策

避難所における家庭動物の対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第２４節 第４「避難所における家庭動物の対策」の定めに準ずる。

第５　応急仮設住宅対策

応急仮設住宅対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第２４節 第５「応急仮設住宅対策」の定めに準ずる。

第６　帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第２４節 第６「帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

第７　被災者等への情報伝達体制等の整備

被災者等への情報伝達体制等の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第２４節 第７「被災者等への情報伝達体制等の整備」の定めに準ずる。

第８　孤立集落対策

孤立集落対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第２４節 第８「孤立集落対策」の定めに準ずる。

第２５節　食料、飲料水及び生活物資の確保

主管部署	危機管理課・農林水産課・商工観光課・地方振興事務所・東北農政局

第１　目 的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等か起こった場合、被災者への生活救護物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、町は、物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図る。

第２　町民等のとるべき措置

町民等のとるべき措置は、第１編地震災害対策編 第２章 第２５節 第２「町民等のとるべき措置」の定めに準ずる。

第３　食料及び生活物資等の供給計画の策定

食料及び生活物資等の供給計画の策定は、第１編地震災害対策編 第２章 第２５節 第３「食料及び生活物資等の供給計画の策定」の定めに準ずる。

第４　食料及び生活物資等の備蓄

食料及び生活物資等の備蓄は、第１編地震災害対策編 第２章 第２５節 第４「食料及び生活物資等の備蓄」の定めに準ずる。

第５　食料及び生活物資等の調達体制

食料及び生活物資等の調達体制は、第１編地震災害対策編 第２章 第２５節 第５「食料及び生活物資等の調達体制」の定めに準ずる。

第６　燃料の確保

燃料の確保は、第１編地震災害対策編 第２章 第２５節 第６「燃料の確保」の定めに準ずる。

第２６節　避難行動要支援者・外国人対策

主管部署	保健福祉課・危機管理課・企画課・町民税務課・商工観光課

第１　目 的

大規模地震・津波災害時には、避難行動要支援者、町内に在住する外国人、あるいは団体旅行客等も被災することが考えられる。

その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があることや、更に避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、その対策について整備しておく。

第２　高齢者、障害者等への対応

高齢者、障害者等への対応は、第１編地震災害対策編 第２章 第２６節 第２「高齢者、障害者等への対応」の定めに準ずる。

第３　外国人支援対策

外国人支援対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第２６節 第３「外国人支援対策」の定めに準ずる。

第４　旅行客への対策

旅行客への対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第２６節 第４「旅行客への対策」の定めに準ずる。

第２７節　複合災害対策

主管部署	全部署

第１　目 的

大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講ずる。

第２　複合災害の応急対策への備え

複合災害の応急対策への備えは、第１編地震災害対策編 第２章 第２７節 第２「複合災害の応急対策への備え」の定めに準ずる。

第３　複合災害に関する防災活動

複合災害に関する防災活動は、第１編地震災害対策編 第２章 第２７節 第３「複合災害に関する防災活動」の定めに準ずる。

第２８節　災害廃棄物対策

主管部署	環境対策課・保健福祉事務所

第１　目 的

大規模地震・津波発生後、大量に発生する災害廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、町は処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

第２　処理体制

処理体制は、第１編地震災害対策編 第２章 第２８節 第２「処理体制」の定めに準ずる。

第３　主な措置内容

主な措置内容は、第１編地震災害対策編 第２章 第２８節 第３「主な措置内容」の定めに準ずる。

第４　海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築

県及び町の海岸管理者は、津波により海に流失した災害廃棄物等の次の処理について、あらかじめ関係機関等の連携・協力体制を構築する。

（１）　災害廃棄物の状況把握

（２）　地域や海域の実情に応じた措置

（３）　種類や性状に応じた適切な処理

なお、体制の構築に当たっては、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、ＰＣＢが含まれたトランス等の電気機器、農薬等の薬品が入ったもの等、有害な物質等の取扱いについて、十分に考慮する。

第３章　災害応急対策

第１節　防災活動体制

第１　目 的

大規模地震・津波が発生した場合、町沿岸域の広い範囲で町民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。

このため、町は、大規模地震・津波を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報収集・応急対策等を実施することが重要であることから、組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想されるアウターライズ地震や余震に対しても、同様に基本的な対応を実施する。

※　「アウターライズ地震」･･･陸から見て海溝の外側（アウター）の海底の隆起している部分（ライズ）で発生する地震で、陸地での揺れは比較的小さいものの、併発する津波は大規模なものになりやすい。

第２　初動対応の基本的考え方

町その他の防災関係機関は、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びそのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

１　迅速な災害応急活動体制の確立

町は、法令及び町防災計画の定めるところにより、地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として災害応急対策を迅速に展開するため、町その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

２　円滑な災害応急活動の展開

災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点による災害応急対策の主な流れを次に示す。

災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策 （発災直後）	・町災対本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集、分析、伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携	・災害情報の提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出、救助活動、救急医療活動の実施 ・消火、水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・避難行動要支援者等の安全確保対策の実施 ・避難所開設の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施 （継続実施）
緊急対策 （発災後１日程度～）	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・ボランティアの受入環境整備 ・海外からの支援受入体制整備 ・土木施設復旧及び余震対策の実施 ・感染症対策等保健、衛生対策の実施 ・遺体の処置（検視・洗浄） ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 （発災後１週間程度～）		・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・がれき、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

第３　町の活動

１　町の体制

（１）　町は、町内に地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、その他の防災関係機関及び住民等との連携のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。

（２）　所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、「南三陸町災害対策本部条例」及び「南三陸町災害対策本部運営規程」等に基づき、警戒本部又は町災対本部を設置する。

（３）　町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ津波災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。

その際、県と町が一体となった体制がとれるよう、県防災計画に定める配備基準及び配備内容等と十分整合を図る。また、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ地震規模等に応じた登庁者等について定めておく。

（４）　町災対本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県防災計画に準ずる。

（５）　町は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生が懸念される場合には、複合災害にも対処できる配備体制を構築する。

（６）　町本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、町本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に

係るあっせんを求めることができる。

２　災害救助法が適用された場合の体制

知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

３　市町村間の応援協定

町長は、災害応急対策上必要があると認めた場合、「災害時における宮城県市町村相互応援協定」等の応援協定を締結している市町村及び防災関係機関等に対し、応援要請等を行う。

第４　町災対本部等

１　警戒本部（警戒配備・特別警戒配備）

警戒本部は、副町長を警戒本部長、総務課長を副本部長とし、危機管理課長、企画課長、建設課長及び教育総務課長を本部員、その他副町長が指名する職員を本部業務要員として設置する。

なお、警戒本部に準じる警戒体制（０号配備等。対応の統括者は、通常、危機管理課長と予定される。）を敷いた場合も、同様の対応による。

（１）　設置基準

ア　警戒配備（津波０号配備）

宮城県に津波予報（若干の潮位変動）が発表されたとき、又は遠地地震（津波）への警戒を必要とするときに、危機管理課長を統括者とする警戒配備体制を敷き、危機管理課等関係課の職員は、情報の収集及び必要に応じた広報等を実施する

・津波予報の発表
・遠地地震（津波）への警戒
→ 警戒配備としての津波０号配備体制

イ　特別警戒配備（津波１号配備）

宮城県に津波注意報が発表されたとき、その他副町長が必要と認めたときに、副町長を本部長とする警戒本部（本部員：危機管理課長、総務課長、企画課長、保健福祉課長、建設課長、歌津総合支所長及び教育総務課長）を設置し、情報の収集及び海岸や河口付近などから離れる旨の注意喚起その他の必要な広報等を実施する。

・津波注意報の発表
・その他副町長が必要と認めたとき
→ 警戒本部の設置（特別警戒配備：津波１号配備）

（２）　設置場所

警戒本部は、本庁舎内に置く。

（３）　所掌事務

警戒本部の所掌事務は、概ね次のとおりとする。

ア　津波に関する情報の受領及び関係機関への伝達
イ　被害の発生状況の把握
ウ　宮城県への必要な報告
エ　応急措置の実施
オ　その他必要な事項

（４）　各課等の防災活動

警戒本部の設置と並行して、関係する各課等においては、必要に応じた防災活動を実施する。

（５）　廃止基準等

警戒本部の廃止基準等は、次のとおりとする。

ア　警戒本部は、警戒本部長が災害の発生のおそれがなくなったと認めるときに、廃止する。

イ　災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合においては、警戒本部を廃止し、町災対本部を設置する。

２　町災対本部

町災対本部は、「災害対策基本法」並びに「南三陸町災害対策本部条例」及び「南三陸町災害対策本部運営規程」に基づき、町長を本部長として設置し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

（１）　設置基準

宮城県沿岸に津波警報又は大津波警報が発表されたとき又は町域に津波による被害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、その他町長が必要と認めたときに設置し、全職員による非常配備体制を敷く。

条件		設置
・津波警報又は大津波警報の発表 ・津波による被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・その他町長が必要と認めたとき	→	町災対本部の設置 (非常配備：津波２号配備) (非常配備：津波３号配備)

（２）　組織等

ア　町災対本部の組織は下記のとおりとする。

町本部長	副本部長	本部員（部長のみ記載）
町　長	副町長 教育長	危機管理課長 総務課長 建設課長 農林水産課長 環境対策課長 保健福祉課長 上下水道事務所長 教育総務課長 生涯学習課長 歌津総合支所長 その他町本部長が必要と認める者

イ　町本部長の代理順位

町長が不在等により町本部長として指揮を執れない場合は、副町長、総務課長、企画課長の順に代理し、指揮を執る。

各配備体制の基準内容

配備区分	配備基準	配備体制
警戒配備 （津波０号配備）	津波予報が発表されたとき。	情報の収集等、危機管理課ほか関係課（当該関係課は、町長があらかじめ定める。）の職員により対応。統括者は、通常、危機管理課長とする。
特別警戒配備 （津波１号配備）	津波注意報が発表されたとき。	情報の収集等、危機管理課ほか関係課（当該関係課は、町長があらかじめ定める。）の職員による体制。地震災害警戒本部とし、警戒本部長は副町長とする。
非常配備 （津波２号配備）	津波警報が発表されたとき。	被害の発生・拡大を防止するための措置を開始するほか、災害対策を実施するとともに、上位配備に直ちに移行できる全庁全職員による体制。地震災害対策本部とし、本部長は町長が当たる。
非常配備 （津波３号配備）	大津波警報が発表されたとき又は町域に津波による被害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、その他町長が必要と認めたとき。	被害の拡大等に直ちに対応でき、組織の総力を災害対策に傾注し、対処する体制。地震災害対策本部とし、本部長は町長が当たる。

本 部 長
└ 副本部長

部	部長・副部長	担当課・班
総括部	部　長:危機管理課長 副部長:危機管理調整監	【危機管理課】 総括班
総務部	部　長:総務課長 副部長:企画課長	【総務課、企画課、管財課、会計管理者（出納室）、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局】 総務班 人事班 連絡班 情報収集班 情報発信班 記録班 住民対応班
建設部	部　長:建設課長 副部長:建設部長が定める者	【建設課】 土木班 住宅班 漁港班
物資部	部　長:農林水産課長 副部長:商工観光課長	【農林水産課、商工観光課、農業委員会事務局】 物資調達班 物資管理班 観光客対策班
環境衛生部	部　長:環境対策課長 副部長:環境衛生部長が定める者	【環境対策課】 環境衛生班
保健福祉部	部　長:保健福祉課長 副部長:町民税務課長 病院事務部事務長 （医療担当）	【保健福祉課、地域包括支援センター、各保育所、名足こども園、町民税務課、南三陸病院】 保健福祉班 被災調査班 保育班 医療班
水道部	部　長：上下水道事業所長 副部長：水道部長が定める者	【上下水道事業所】 水道班
教育部	部　長：教育総務課長 副部長：教育部長が定める者	【教育総務課】 教育班
避難所運営部	部　長：生涯学習課長 副部長：復興推進課長	【生涯学習課、図書館、志津川・戸倉・入谷公民館、学校給食センター、各学校、復興推進課】 避難所運営班
支所部	部　長：歌津総合支所長 副部長：支所部長が定める者	【歌津総合支所、歌津公民館】 支所班

町災対本部組織体制図

（３）　町災対本部の所掌事務

町災対本部が実施する主な所掌事務は、次のとおりである。

ア　地震・津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達

イ　住民の不安を除くために必要な広報

ウ　消防、水防その他応急措置

エ　被災者の救助、救護、その他の保護

オ　施設、設備の応急復旧

カ　防疫その他の保健衛生

キ　避難勧告等

ク　被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保並びに供給

ケ　県災対本部への報告及び要請

コ　県災対本部との災害応急対策関連事項についての連携

サ　自主防災組織との連携及び指導

シ　その他必要な災害応急対策の実施

（４）　町災対本部の設置場所

町災対本部は、本庁舎大会議室に置く。

なお、本庁舎が被災し、町災対本部の機能を果たさない場合は、下記の順位で移設する。

町災対本部設置代替場所

優先順位	指定場所		電話番号
第１順位	ベイサイトアリーナ文化交流ホール	志津川字沼田56	0226-47-1131
第２順位	総合ケアセンター南三陸	志津川字沼田14-3	0226-46-2601
第３順位	入谷公民館	入谷字水口沢12-3	0226-46-5103

（５）　町災対本部の運営

ア　町災対本部員会議

町災対本部の運営は、町本部長、副本部長及び本部員により構成される町災対本部員会議が災害対策に係る基本方針を決定し、危機管理課がそれに関する事務を調整することとする。

なお、町災対本部員会議においては、情報の共有及び密接な連携実施等のため必要と認められる場合は、県職員及び消防本部職員等、必要な人員を適宜参画させることができることとする。

イ　災害対策活動組織

町における災害対策活動組織として、町災対本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う対策部を設け、町災対本部の決定事項は、町本部長の指示として、各本部員が直接又は本部連絡員を経由して速やかに各対策部に知らしめることとする。また、各対策部長は所属職員に対し周知の徹底を図ることとする。

ウ　町災対本部員会議の協議事項

（ア）　災害対応の基本方針の決定

（イ）　災害応急対策に係る全体予算計画の策定

（ウ）　被害状況の把握

（エ）　応急措置の指示及び実施状況の把握

（オ）　特命事項の措置及び実施担当部署の決定

（カ）　災害救助の実施（災害救助法の適用）

（キ）　自衛隊の派遣要請

（ク）　県、他市町及びその他関係機関等への応援要請

（ケ）　災害応急対策に要する配備体制の決定等、適正な人員の確保及び配置

（コ）　その他災害応急対策に係る重要事項の決定及び調整

（サ）　現地災対本部の設置

（シ）　災害復興本部の設置

（ス）　町災対本部の解散

（６）　町災対本部員会議の公開

町本部長は、激甚な災害が発生した場合において、情報の公開を促進することが町民の混乱を防止し、迅速かつ効果的な災害応急対策の実施に資すると認められる場合は、町災対本部員会議を公開することができる。

３　現地災対本部

局地的かつ特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、町本部長が特に必要と認めた場合には、町災対本部に現地災対本部を設置し、応急対策にあたる。この場合、町本部長は、本部員の中から現地災対本部長を指名するとともに、その役割、応急対策の内容等について明確にし、応急対策が完了したときは、現地災対本部を廃止する。

４　町災対本部の設置及び廃止

町本部長は、町災対本部を設置又は廃止（災害発生のおそれがなくなったと認められるとき、災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき又は災害復興本部を設置したとき）は、速やかに次に掲げるもののうち必要と認める機関等に通知及び報告する。

（１）　県知事

（２）　防災関係機関

（３）　隣接市町長

（４）　自衛隊

（５）　各報道機関

（６）　町民等

５　職員参集要領

職員の参集要領は、南三陸町初動マニュアル及び下記の内容で実施する。

（１）　平常勤務時の伝達系統及び方法

ア　警戒本部が設置された場合、副町長（又は総務課長）は、各課等に対し、庁内放送又は電話等により警戒配備体制を伝達する。

イ　職員は常に所在を明らかにし、災害が発生した場合又は災害の発生が予想されるときは、直ちに災害対応の指示を受ける。

ウ　町災対本部が設置された場合、町本部長（又は総務課長）は、職員に指令する。また、各部長は、町本部長の指示により参集した職員を災害対応のため配備し、町災対本部へ報告する。

（２）　勤務時間外における職員参集

ア　勤務時間外における職員の参集のための連絡通知は、職員階層及び連絡員連絡網による。なお、町災対本部設置等に該当する地震、津波等を覚知した場合、各々所定の職員は自動的に登庁し、配備につく。

イ　休日、夜間等勤務時間外における災害発生時の情報を宿日直代行員が受領した場合は、直ちに危機管理課長、防災担当職員に連絡し、連絡を受けた危機管理課長、防災担当職員は、町長に報告し、指示を受ける。

（３）　職員の自主参集

ア　職員は、町災対本部等の設置を知ったとき、あるいは災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合には、配備体制の命令を待たずに自ら登庁し、あるいは上司に連絡してその指示を受けなければならない。

イ　職員は、原則として、所属する勤務場所に登庁する。なお、本庁舎等への集合が困難で、かつ連絡が不可能な場合は、原則として避難所に参集し、参集先の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。

ウ　到着の報告を受けた参集先の長は、その参集状況をとりまとめの上、速やかに町本部長（各部長）に報告する。

（４）　出勤時の留意事項

勤務時間外での地震災害時に職員が出勤する際は、まず自身、家族等の安全を確保の上、必要な指示を行った上で出勤することとし、次の事項に留意する。

ア　服装及び携行品

出勤時は、防災活動に支障のない安全な服装とする。職員は、速やかに出勤するため、平常時から手袋、帽子、手拭い、水筒、懐中電灯、携帯ラジオ、メモ及び筆記用具等必要な用具を入れたリュックサック等を準備しておく。

また、食料の確保についても配慮する。

イ　出勤途上の緊急措置

出勤途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、消防署、警察署に通報連絡するとともに、人命救助等適切な措置をとる。

また、その旨を所属課長等に連絡する。

ウ　出勤形態

出勤時には、災害の状況にもよるが、できるだけ車の使用を控え、自転車、オートバイ、徒歩等によることとする。

エ　被害状況の報告

出勤途上において、災害の状況や被害状況等について情報収集を行い、所属課長等に被害の状況を報告する。

第５　消防機関の活動（危機管理課・消防本部）

消防機関は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員を招集し、被害の防止活動体制を確立する。その後、速やかに被害情報の収集活動、被災者等の救出援助活動等所要の活動を行う。

１　消防本部の活動

消防本部は、地震災害に関する情報を迅速かつ的確に収集し、町災対本部及び警察署等の関係機関と相互に連絡を取り、効果的な活動を行う。

この場合、より効果的な活動を行うため、南三陸消防署員を町災対本部へ派遣し、電話による情報伝達が不能となる等の連絡不能な状態に対処する。

２　消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として消防長、消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火防止、消火、避難誘導、救急・救助を行う。

３　水防管理団体等の活動

地震が発生した場合は、水防管理団体等は次のような措置をとる。

（１）　所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

（２）　水門、閘門（こうもん）及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

（３）　水防資機材の点検、整備、配備

第６　関係機関との連携（各課・各機関）

１　町と県との連携

県は、以下のような場合は、「市町村への災害支援のための職員派遣に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報（人命救助・人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等）を収集するため、あらかじめ指定した職員を派遣する。

（１）　町域に震度６弱以上を観測する地震又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合

（２）　町域に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又はその地震と判定されうる規模の地震及び津波が発生したと判断される場合

（３）　町情報が途絶した場合

町は、これらの状況においては県と連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。

２　防災関係機関相互の連携

防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため、県、町はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

第２節　情報の収集・伝達

第１　目 的

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが重要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する。また、円滑な応急対策活動を実施するため、町その他の防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第２　実施機関及び担当業務

１　災害予警報の伝達

町長は、災害に関する予警報及び警報等並びに被害状況等についての情報を迅速かつ正確に収集し、防災関係機関、住民及びその他の関係する団体に伝達する。

２　異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、消防署員、警察官又は海上保安官に通報する。

町災対本部の担当部及び担当業務は、次のとおりである。

担当部	担当班	担当業務
総括部	情報収集班 情報発信班	被害調査の取りまとめに関すること。 県との連絡に関すること。 関係機関への情報伝達に関すること。 気象情報及び災害情報の収集、伝達に関すること。 異常気象の通報受理に関すること。 防災行政無線の応急復旧及び通信の確保に関すること。 各種通信手段の確保に関すること。
各課	各班	所管施設等の被害調査及び関係機関との連絡に関すること。 所管する通信設備等の応急復旧及び通信の確保に関すること。

第３　緊急地震速報

１　緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(ＮＨＫ)は、テレビ、ラジオを通じて情報を提供する。

※ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

２　緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、テレビ、ラジオ（コミュニティＦM放送を含む)、携帯電話（緊急速報メール機能を含む)、全国瞬時警報

システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による町の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

３　緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。そのため町は、下記の内容を町民へ周知する。

緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末。火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
商店街やスーパーなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第４　地震・津波情報

仙台管区気象台は、地震、津波の観測結果に基づき津波予報、地震情報及び津波情報を発表する。これらの気象台からの情報は、防災関係機関等へ伝達され、情報関係機関の協力を得て、住民に周知されることとなる。

１　津波警報等の種類

（１）　大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

ア　気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地

震が発生してから約３分を目標に「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

イ　津波警報等とともに発表する「予想される津波の高さ」は、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。

予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ 15 分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10ｍ＜高さ	10ｍ超	巨大	・陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 ・警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		５ｍ＜高さ≦10ｍ	10ｍ		
		３ｍ＜高さ≦５ｍ	５ｍ		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	１ｍ＜高さ≦３ｍ	３ｍ	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2ｍ≦高さ≦１ｍ	１ｍ	（表記なし）	・陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 ・注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ウ　津波警報等の留意事項等

（ア）　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

（イ）　津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

（ウ）　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

（２）　津波情報

ア　津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、「津波の到達予想時刻」や「予想される津波の高さ」などを津波情報で発表する。

（ア）　津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は２種類の定性的表現で発表 ［発表される津波の高さの値は、（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照］
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（イ）　最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞１　m	数値で発表
	観測された津波の高さ≦１m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2　m	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2　m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ただし、沿岸からの距離が 100ｋｍを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿

岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

（ウ）　最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100ｋｍ程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞３ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦３ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞１ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦１ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が 100ｋｍを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から 100ｋｍ以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表

イ　津波情報の留意事項等

（ア）　津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

①　津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

②　津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

（イ）　各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

（ウ）　津波観測に関する情報

①　津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

②　場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

（エ）　沖合の津波観測に関する情報

①　津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

②　津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

（３）　津波予報

気象庁は、地震発表後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報と内容

	発表される場合	内　　容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表する。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

（４）　津波予報区

仙台管区気象台が通知を担当する津波予報区（津波予報を担当する対象の沿岸域）は、東北地方沿岸であり、南三陸町沿岸の津波予報区は「宮城県」である。

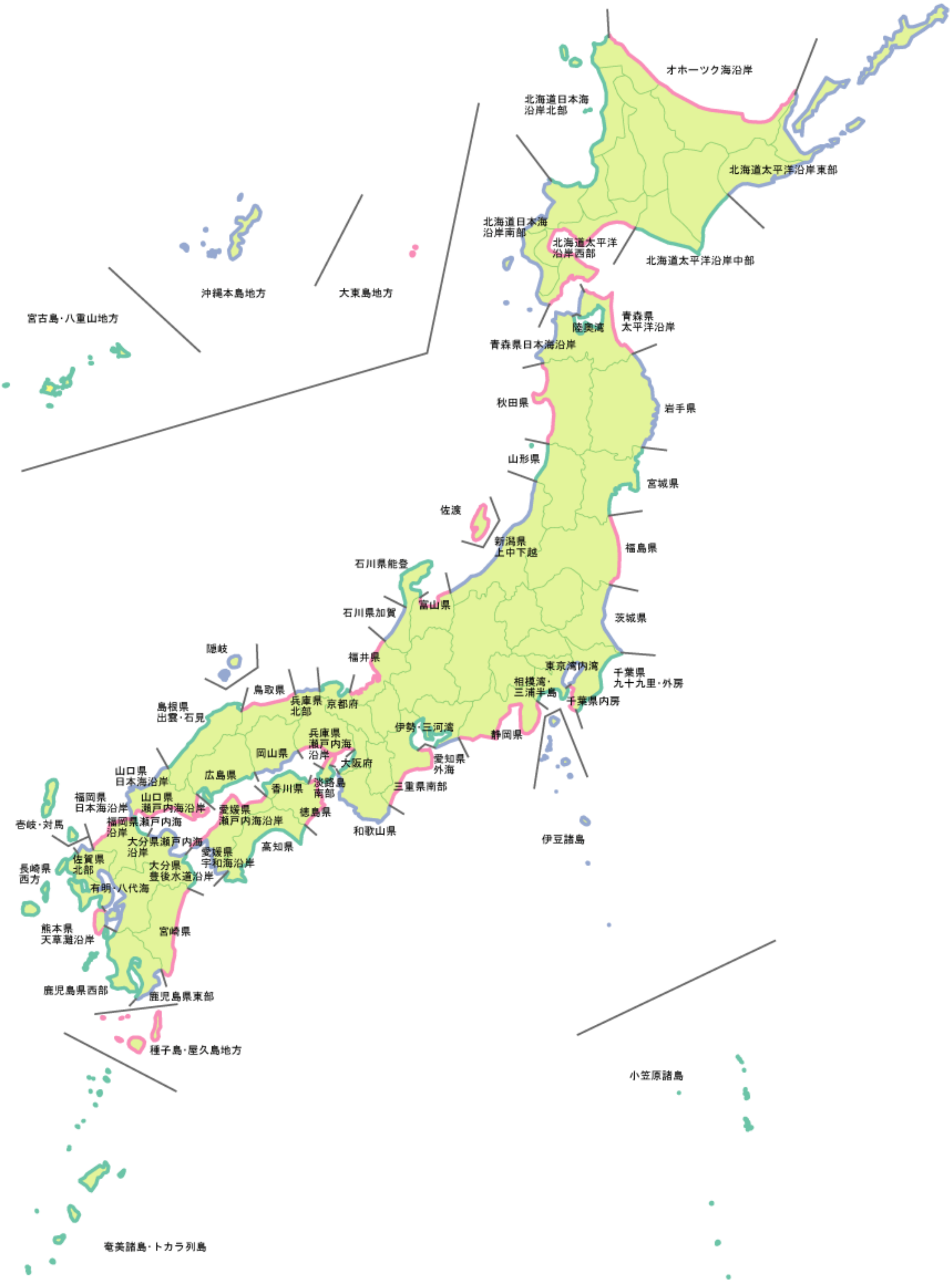
オホーツク海沿岸
北海道日本海
沿岸北部
北海道太平洋沿岸東部
北海道日本海
沿岸南部
北海道太平洋
沿岸西部
北海道太平洋沿岸中部
沖縄本島地方
大東島地方
宮古島・八重山地方
青森県
太平洋沿岸
陸奥湾
青森県日本海沿岸
秋田県
岩手県
山形県
宮城県
佐渡
新潟県
上中下越
福島県
石川県能登
富山県
石川県加賀
茨城県
隠岐
福井県
鳥取県
兵庫県
北部
京都府
島根県
出雲・石見
東京湾内湾
相模湾・
三浦半島
千葉県
九十九里・外房
千葉県内房
伊勢・三河湾
静岡県
兵庫県
瀬戸内海
沿岸
岡山県
大阪府
愛知県
外海
山口県
日本海沿岸
広島県
淡路島
南部
香川県
三重県南部
福岡県
日本海沿岸
山口県
瀬戸内海沿岸
愛媛県
瀬戸内海沿岸
徳島県
壱岐・対馬
福岡県瀬戸内海
沿岸
大分県瀬戸内海
沿岸
高知県
和歌山県
伊豆諸島
長崎県
西方
佐賀県
北部
大分県
豊後水道沿岸
愛媛県
宇和海沿岸
有明・八代海
熊本県
天草灘沿岸
宮崎県
鹿児島県西部
鹿児島県東部
種子島・屋久島地方
小笠原諸島
奄美諸島・トカラ列島

全国の津波予報区図

2　津波に関する特別警報

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがあるときに、警報を発表して警戒を呼びかけていた。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける（平成25年８月30日より適用）。

津波に関する特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される。例えば、大津波警報が発表されたときは、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味を持つ。

町民は「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

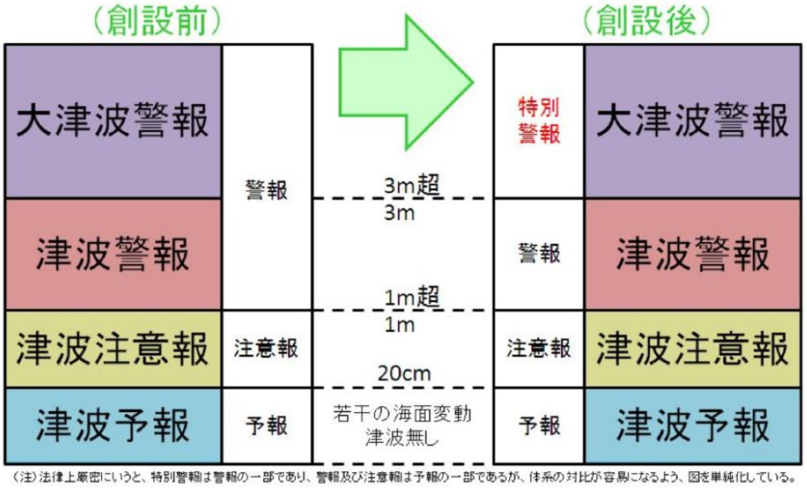

特別警報の創設による津波警報体系

3　緊急警報放送

気象庁では津波警報が発表された場合の「とるべき行動」として「沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難してください」とし、「津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください」としている。

津波警報が発表された場合には緊急警報放送が行われる（放送法施行規則82条）。

大津波警報・津波警報・津波注意報の表示

放送機関	大津波警報	津波警報	津波注意報	その他
ＮＨＫ及び民法各局	紫色	赤色	黄色	陸地は　灰色、海は　濃い青色で表す。

4　仙台管区気象台からの情報の伝達

（１）　仙台管区気象台は津波警報等、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により町等の関係機関へ伝達する。

（２）　報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を町民に広く周知することに努める。

（３）　津波警報等、地震及び津波情報は、地上系の補完として、直接沿岸市町及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により、総務省消防庁から同報送信されている。

第５　津波警報等の収集・伝達

１　県の対応

県は、津波警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等のあらゆる手段の活用を図り伝達する。

２　町の対応

町は、気象台からの情報の内容を鑑みて、避難勧告又は避難指示（緊急）を、防災行政無線、広報車、携帯電話等を活用して住民に対し、迅速かつ的確な情報の伝達を行う。

（１）　地震・津波に関する情報の収集

ア　町は、気象庁が発表した地震・津波に関する情報等について、県（総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）等）を経由する連絡網等により収集する。

イ　町は、地震・津波に関する情報を受領した場合は、直ちに、その内容のラジオ、テレビ等の報道に特に注意するとともに、警察署及び消防本部と連絡を密にし、的確な地震情報の把握に努める。

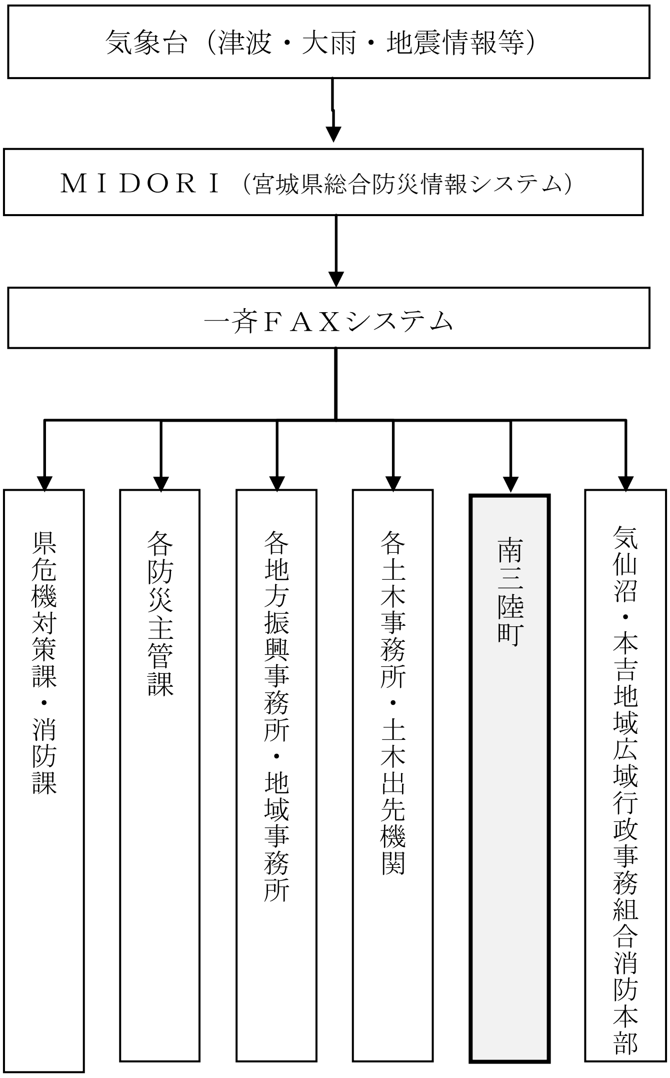

宮城県総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）

（２）　収集した情報の伝達

町は、収集した地震・津波の情報を次により伝達する。

ア　伝達基準

警戒本部又は町災対本部が設置されたとき。

イ　伝達内容

（ア）　警戒本部又は町災対本部の設置

（イ）　地震・津波情報の内容

（ウ）　発生が予想される災害の内容（地震・津波情報が未発表のとき。）

ウ　伝達系統

（ア）　町災対本部内の伝達

町長は、勤務時間内に地震に関する情報の通知を受けたときは、関係各課長に通知する。

（イ）　町民に対する広報

町民に対する地震に関する情報の広報は、おおむね次の方法による。

地震・津波に関する情報伝達系統図

伝　達　元	伝　達　手　段　（例）	伝　達　先
県、仙台管区気象台等	・宮城県総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ） ・震度情報ネットワークシステム ・電話（衛星電話）、ＦＡＸ　等	・南三陸町危機管理課 ・気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部 ・南三陸警察署　　等
南三陸町危機管理課	・防災行政無線 ・電話（携帯電話等を含む） ・広報車、インターネット、サイレン、口頭、文書、緊急速報メール（エリアメール）等	・職員（各配備体制による） ※自主的な参集が原則 ・消防団 ・町民 ・報道（放送）機関等
報道（放送）機関等	・テレビ・ラジオ	・町民

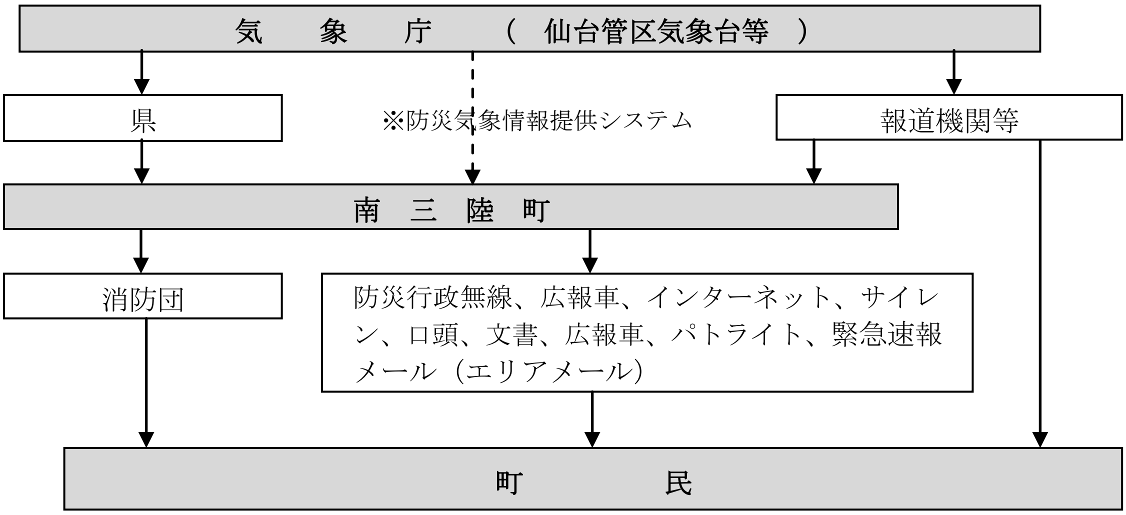

第６　災害情報収集・報告(各課・関係機関)

１　地震・津波発生直後の被害情報の収集・報告

（１）　町及び消防機関は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119 番通報に係る状況についても併せて県に連絡する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

（２）　行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。

（３）　町は、勤務時間外に地震が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

２　情報の収集

（１）　町は、防災行政無線及び消防無線により情報を収集するとともに、自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用する。

（２）　町は、以下により被害状況等を速やかに情報収集するとともに、適宜、その他の防災関係機関に報告又は通報する。

ア　災害情報収集体制

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害情報の把握に万全を期すため、町職員をもって情報収集に当たらせるとともに、各地区の情報について行政区長に協力を求める。

イ　災害情報の内容

（ア）　災害発生のおそれのある異常な現象

（イ）　河川の増水、高潮その他の災害発生のある状況

（ウ）　住民の避難の状況

（エ）　災害が発生している状況

（オ）　水防その他の応急対策の活動状況

（カ）　その他災害情報

ウ　被害状況の調査

町における被害状況の調査は、各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

実施要領は、南三陸町災害対策本部運営規程の定めにより実施する。

被害調査区分		調査担当部責任者	関係機関及び関係団体
一般	応急対策状況	総括部（危機管理課長）	消防団
	〃	総務部(総務課長)	行政区長
	人的・家屋関係	保健福祉部（町民税務課長）	
公共土木関係		建設部(建設課長)	

被害調査区分	調査担当部責任者	関係機関及び関係団体
水産農林関係	物資部(農林水産課長)	漁業協同組合 農業協同組合 森林組合
商工観光関係	物資部(商工観光課長)	観光協会 商工会
教育施設関係	教育部(教育総務課長)	
水道関係	水道部(上下水道事業所長)	
環境衛生関係	環境衛生部(環境対策課長)	衛生組合長
保健福祉関係	保健福祉部(保健福祉課長)	社会福祉協議会
消防施設関係	総括部（危機管理課長)	消防団

３　情報の伝達

（１）　町と県の間の情報伝達は、主として宮城県防災行政無線と衛星携帯電話を用いる。

（２）　町及び県は、宮城県防災行政無線電話が使用できない場合は、非常通信ルート等を用いて対応する。

（３）　町は、同報無線、消防無線を活用して、住民に対し情報の伝達を行う。

４　災害情報等の交換

（１）　災害情報の種類

町その他の防災関係機関が相互に交換する災害情報等の種類は、次のとおりとする。

ア　災害に関連する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること。

イ　災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。

ウ　法令又は町防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。

エ　その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項に関すること。

（２）　災害情報等の相互交換体制

ア　町その他の防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うため、次により情報共有を図るよう努める。

（ア）　関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとる。

（イ）　関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣する。

（ウ）　町本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行う。

イ　町その他の防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。

ウ　災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである

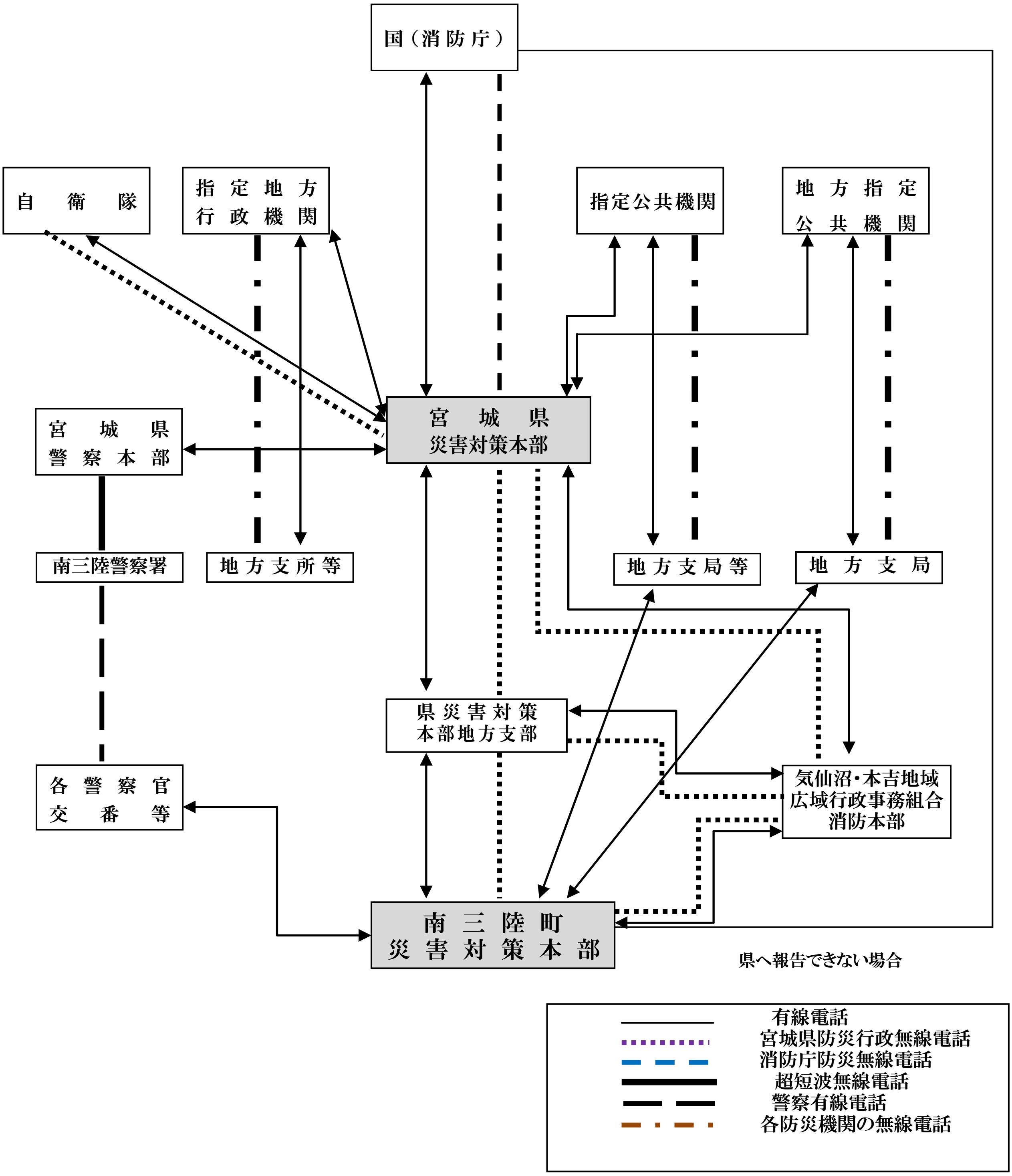

5　異常現象を発見した場合の通報

（１）　住民からの通報

住民は、災害が発生すると思われる異常な現象を発見した場合又は災害の発生事実を知った場合は、直ちに関係機関に通報する。また、町は、住民に対し通報の内容、通報先等について周知を行う。

（２）　警察官、海上保安官、消防署員等は、異常現象等の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報する。

（３）　町長は、（１）又は（２）により通報を受けた場合、必要と認めるときは、次の関係機関に通報する。

（4）　被害状況等の報告

ア　町は、災害発生後、直ちに被害調査を行うとともに、その結果を市町村被害状況報告要領に基づき速やかに県に報告する。

イ　町は、応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、所定の様式により取りまとめの上、概ね10日以内に県に報告する。

ウ　災害情報等の通報、報告先

危機管理課及び各担当課が、災害情報及び被害状況を通報、報告する場合の責任者、及び地方機関やその他の関係機関の連絡先は次節に示す。

第７　通信・放送手段の確保

１　通信連絡手段

大規模地震・津波災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、町は、その他の防災関係機関と連携し、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

種　別	内　容
①一般加入電話	災害時に途絶やふくそうがある。
②災害時優先電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。
③災害時優先携帯電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。
④町防災行政無線（同報系）	南三陸町独自の放送設備で、町内の情報伝達には有効な通信手段となるが、災害時には途絶もある。
⑤宮城県防災行政無線	地域衛星通信ネットワークを利用した衛星系無線局を県庁・合同庁舎・市町村・消防本部等に設置し、衛星系と地上系の２系統で運用している。 ・衛星系 通信衛星のため、災害時における情報伝達機能の充実・強化が図られる。 ・地上系 多重回線において、電話回線、ＦＡＸ一斉回線は、海、山の２ルート化を図っており、一方の回線が障害を受けても、影響を受けることがない。
⑥携帯電話（スマートフォン）	固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうがある。
⑦ＰＨＳ	使用範囲は限定されるが、携帯電話と同様の特徴がある。
⑧衛星携帯電話	衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。
⑨町防災行政無線（移動系）	町内の情報伝達には有効な通信手段となる。現在携帯型無線機53台、車載型55台の計108台を配備している。
⑩地域衛星通信ネットワーク	全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。

種　別	内　容
⑪消防用回線（消防無線）	各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
⑫ＭＣＡ無線システム	(財)東北移動無線センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカーからの借用も考えられる。
⑬インターネット	データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。
⑭災害用伝言ダイヤル（171)・災害用伝言板（web171)	災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル（171）は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板（ｗｅｂ171）はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・ＮＴＴ東日本公式ホームページ等で知らせる。
⑮災害用伝言板	大規模災害発生時、携帯電話・ＰＨＳ事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

２　災害時の通信連絡

（１）　防災行政無線施設の確保

ア　町は、災害時における緊急・救助、医療及び消火にかかる情報の収集・連絡等の重要性にかんがみ、防災行政無線等通信手段の確保に努める。

イ　災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確保し、支障が生じた施設の復旧を行う。

ウ　避難場所となった学校等と役場庁舎との通信手段の確保に努める。併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

（２）　各種通信施設の利用

ア　電気通信設備の優先的利用

災害時において通信がふくそうした場合は、「非常・緊急電報」の取り扱いを受け、通信の優先利用を図る。

通信依頼先	依頼方法	担当責任者	手続
ＮＴＴ東日本㈱	非常電報 緊急電報	総務課長	申込み受付番号は、115 番 「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げる。

イ　災害時優先電話の利用

災害時優先電話は、原則として災害時の通話規制をうけずに利用できる電話であり、災害発生時は、外部発信専用として利用するものである。

電話番号	設置場所	備　　考
0226-46-5348 0226-46-2607	役場（本庁） 役場（本庁）	

（３）　専用通信施設の利用

ア　町が設置している専用通信施設は下記のとおりであるが、震災時における通信連絡に

当たっては、それぞれの施設を有効に活用する。特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域に重点配備する。

イ　宮城県地域衛星通信ネットワーク（衛星系）

災害時においては、固定一般回線のふくそうが予想されるので、衛星電話での通信確保を図る。

衛星電話番号は、次のとおりである。（一部掲載）

名称	衛星電話番号	設置場所
気仙沼地方振興事務所	72-227-211	総務班
宮城県危機対策課	72-220-8-2375	防災対策班

（４）　電気通信施設が利用できない場合の通信の確保

ア　他の機関が設置する専用通信施設の利用又は使用方法

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、優先通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために通信が必要な場合は、東北地方非常通信協議会で定めた非常通信計画に基づき、通信を確保する。

イ　アマチュア無線の活用

非常時において、他に通信連絡手段が確保できない場合においては、町内のアマチュア無線局に対して協力を求める。

アマチュア無線協力者については、あらかじめ代表者から最新の名簿の提供を受けるなどにより、把握する。

３　消防無線通信施設

消防機関では、災害が発生した場合には、緊急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。

また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講ずる。

４　放送の依頼

町本部長は、災害に関して取るべき措置について、関係機関、住民等に対し通知、要請、伝達又は警告等があるときは、放送局に対し情報を提供し、放送の依頼を行う。

（１）　要件

災害のため、電気通信事業用通信施設、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、通信のため特別の必要があるとき。

（２）　手続き

次の事項を明らかにして、放送局に対し直接依頼を行う。緊急やむを得ない場合は電話等により行う。

ア　放送要請の理由

イ　放送事項

ウ　その他必要事項

５　急使の派遣

災害により通信が途絶した場合又は通信が著しく困難な場合には、被災状況に応じバイク、自転車、徒歩等により急使を派遣して通信を確保する。

第３節　災害広報活動

第１　目 的

町は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震・津波情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報をその他の防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。

また、避難行動要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

第２　実施機関及び担当業務

町が行う災害広報に関する担当は、次のとおりである。

１　町災対本部の担当部

担当部	担当班	担当業務
総務部	情報発信班	町民への防災無線広報に関すること。 報道発表、報道協力要請等報道機関への対応に関すること。 災害広報の実施、記録保存のための資料収集に関すること。
保健福祉部	保健福祉班	相談窓口、臨時災害相談所の設置、運営に関すること。
各部	各班	所管する通信設備等の応急復旧及び通信の確保に関すること。

２　連絡方法

広報担当区分	責任者	連絡方法
住民担当	住民対応班	防災行政無線、広報車、漁協無線放送
報道機関担当	広報総括者	口頭、電話、文書
防災関係機関担当	総括班	有線放送、無線電話、ファクシミリ
庁内担当	情報発信班	庁内放送

３　防災関係機関連絡先

機関名	電話	連絡先	連絡責任者
気仙沼地方振興事務所	24-2121	総務班	
南三陸消防署	46-2677		
南三陸警察署	46-3131	警備課	
気仙沼海上保安署	22-7084		
気仙沼土木事務所	24-2622	総務班	
東日本電信電話㈱宮城支店	022-269-2248	災害対策室	
東北電力㈱気仙沼営業所	22-7137		
東日本旅客鉄道㈱石巻駅	0225-95-0580		
宮交登米バス㈱	0220-22-3064		

第３　社会的混乱の防止

社会的混乱の防止は、第１編地震災害対策編 第３章 第３節 第３「社会的混乱の防止」の定めに準ずる。

第４　広報の内容

広報の内容は、第１編地震災害対策編 第３章 第３節 第４「広報の内容」の定めに準ずる。

第５　広報実施方法

広報実施方法は、第１編地震災害対策編 第３章 第３節 第５「広報実施方法」の定めに準ずる。

第４節　相互応援活動

第１　目　的

大規模地震・津波災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に協力し、防災活動に万全を期す。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	災害時相互応援協定に関すること。 消防相互応援協定に関すること。 関係機関への応援要請に関すること。

第３　市町村間の相互応援活動

市町村間の相互応援活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第４節 第３「市町村間の相互応援活動」の定めに準ずる。

第４　消防機関の相互応援活動

消防機関の相互応援活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第４節 第４「消防機関の相互応援活動」の定めに準ずる。

第５　緊急消防援助隊の応援要請及び受入

緊急消防援助隊の応援要請及び受入は、第１編地震災害対策編 第３章 第４節 第５「緊急消防援助隊の応援要請及び受入」の定めに準ずる。

第６　広域的な応援体制

広域的な応援体制は、第１編地震災害対策編 第３章 第４節 第６「広域的な応援体制」の定めに準ずる。

第７　受入体制の確保

受入体制の確保は、第１編地震災害対策編 第３章 第４節 第７「受入体制の確保」の定めに準ずる。

第５節　災害救助法の適用

第１　目　的

町は、大規模地震・津波による被害が大きいときは、町民の生命・財産を守り、応急対策を行うため、知事に対し災害救助法の適用を要請し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者等の保護と社会の秩序の保全を図る。

第２　実施機関及び担当業務

災害救助法に基づく救助に関する担当部及び業務は、次のとおりである。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	被害状況報告に関すること(県危機対策管理課関係)。
保健福祉部	被災調査班	被害状況報告に関すること(県保健福祉部総務課関係)。 災害救助法適用に関すること。

第３　災害救助法の適用

災害救助法の適用は、第１編地震災害対策編 第３章 第５節 第３「災害救助法の適用」の定めに準ずる。

第４　救助の実施

救助の実施は、第１編地震災害対策編 第３章 第５節 第４「救助の実施」の定めに準ずる。

第６節　自衛隊の災害派遣

第１　目　的

町は、大規模地震・津波災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合は、知事（危機対策課）に対し自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 83 条、及び災害対策基本法第 68 条の 2 の規定に基づき、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	自衛隊の災害派遣及要請に関すること。

第３　災害派遣の基準及び要請の手続

災害派遣の基準及び要請の手続は、第１編地震災害対策編 第３章 第６節 第３「災害派遣の基準及び要請の手続」の定めに準ずる。

第４　自衛隊との連絡調整

自衛隊との連絡調整は、第１編地震災害対策編 第３章 第６節 第４「自衛隊との連絡調整」の定めに準ずる。

第５　派遣部隊の活動内容

派遣部隊の活動内容は、第１編地震災害対策編 第３章 第６節 第５「派遣部隊の活動内容」の定めに準ずる。

第６　派遣部隊の受入体制

派遣部隊の受入体制は、第１編地震災害対策編 第３章 第６節 第６「派遣部隊の受入体制」の定めに準ずる。

第７　派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、第１編地震災害対策編 第３章 第６節 第７「派遣部隊の撤収」の定めに準ずる。

第８　経費の負担

経費の負担は、第１編地震災害対策編 第３章 第６節 第８「経費の負担」の定めに準ずる。

第７節　救急・救助活動

第１　目 的

大規模地震・津波災害が発生した場合、家屋の倒壊、流出、落下物及び出火炎上等によって多数の傷病者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町その他の防災関係機関は、連絡を密にし、速やかな応急対策を実施する。また、被害が多方面に広がることが予想されることから、地域住民、町内会、自主防災組織、事業所においても防災の基本理念に基づき、自ら救出・救助活動に協力する。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりである。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	救急・救助に関すること。 救出資機材の調達に関すること。

第３　町の活動

町の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第７節 第３「町の活動」の定めに準ずる。

第４　消防機関等の活動

消防機関等の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第７節 第４「消防機関等の活動」の定めに準ずる。

第５　警察署の活動

警察署の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第７節 第５「警察署の活動」の定めに準ずる。

第６　海上保安署の活動

海上保安署の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第７節 第６「海上保安署の活動」の定めに準ずる。

第７　ヘリコプターによる救助・救急搬送

ヘリコプターによる救助・救急搬送は、第１編地震災害対策編 第３章 第７節 第７「ヘリコプターによる救助・救急搬送」の定めに準ずる。

第８　住民及び自主防災組織等の活動

住民及び自主防災組織等の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第７節 第８「住民及び自主防災組織等の活動」の定めに準ずる。

第９　惨事ストレス対策

惨事ストレス対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第７節 第９「惨事ストレス対策」の定めに準ずる。

第８節　医療救護活動

第１　目 的

大規模地震・津波災害の発生時には、同時に多数の傷病者等が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、町は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりである。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	県に対する医療班等の応援要請等に関すること。
保健福祉部	医療班	医療機関等の情報の収集に関すること。 医療、助産に関すること。 救護所の設置、応急救護に関すること。 医薬品、衛生材料等の確保に関すること
	保健福祉班	日本赤十字社との連絡に関すること

第３　医療機関等の情報の収集

医療機関等の情報の収集は、第１編地震災害対策編 第３章 第８節 第３「医療機関等の情報の収集」の定めに準ずる。

第４　町の医療救護活動の実施要領

町の医療救護活動の実施要領は、第１編地震災害対策編 第３章 第８節 第４「町の医療救護活動の実施要領」の定めに準ずる。

第５　医療機関等の医療救護活動

医療機関等の医療救護活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第８節 第５「医療機関等の医療救護活動」の定めに準ずる。

第６　在宅要医療患者の医療救護体制

在宅要医療患者の医療救護体制は、第１編地震災害対策編 第３章 第８節 第６「在宅要医療患者の医療救護体制」の定めに準ずる。

第７　保健活動の実施

保健活動の実施は、第１編地震災害対策編 第３章 第８節 第７「保健活動の実施」の定めに準ずる。

第９節　消火活動

第１　目 的

大規模地震・津波発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、住民、自主防災組織、事業所等の協力や、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を上げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

また、津波で浸水した家屋、自動車等における電気配線のショート、漏電等により、大規模な市街地火災や海上火災が発生した場合、延焼防止措置や消火活動を行う。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりである。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	消防広域応援に係る連絡、調整に関すること。 消防活動に関すること。
物資部	物資調達班	海上火災に伴う措置に関すること。

第３　消火活動の基本

消火活動の基本は、第１編地震災害対策編 第３章 第９節 第３「消火活動の基本」の定めに準ずる。

第４　町本部長の措置

町本部長の措置は、第１編地震災害対策編 第３章 第９節 第４「町本部長の措置」の定めに準ずる。

第５　消防機関等の活動

消防機関等の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第９節 第５「消防機関等の活動」の定めに準ずる。

第６　気仙沼海上保安署の活動

気仙沼海上保安署の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第９節 第６「気仙沼海上保安署の活動」の定めに準ずる。

第７　惨事ストレス対策

惨事ストレス対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第９節 第７「惨事ストレス対策」の定めに準ずる。

第８　事業所の活動

事業所の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第９節 第８「事業所の活動」の定めに準ずる。

第９　自主防災組織等の活動

自主防災組織等の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第９節 第９「自主防災組織等の活動」の定めに準ずる。

第１０　町民の活動

町民の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第９節 第１０「町民の活動」の定めに準ずる。

第１０節　交通・輸送活動

第１　目 的

大規模地震・津波災害発生に際し、町民の生命の保全、町民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

町は、傷病者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うため、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を実施する。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	緊急輸送につき関係機関への協力要請に関すること。 緊急通行車両に関すること。 交通規制、交通安全に関すること。
総務部	総務班	町有車両の集中管理及び配車、燃料の確保に関すること。 運送業者の保有する自動車の調達に関すること。
物資部	物資調達班	緊急輸送のための船舶等の確保に関すること。 海上交通に関すること。
建設部	土木班	町道路管理に関すること。 交通規制及び障害物除去等に関すること。
環境衛生部	環境対策班	障害物処理の場所等に関すること。

第３　緊急輸送活動

緊急輸送活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第１０節 第３「緊急輸送活動」の定めに準ずる。

第４　陸上交通の確保

陸上交通の確保は、第１編地震災害対策編 第３章 第１０節 第４「陸上交通の確保」の定めに準ずる。

第５　海上交通の確保

海上交通の確保は、第１編地震災害対策編 第３章 第１０節 第５「海上交通の確保」の定めに準ずる。

第１１節　ヘリコプターの活動

第１　目 的

大規模地震・津波災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となった場合には、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、傷病者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当部及び担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	ヘリコプターの派遣要請に関すること。 ヘリコプターの活動支援に関すること。

第３　町の活動体制

町の活動の体制は、第１編地震災害対策編 第３章 第１１節 第３「町の活動体制」の定めに準ずる。

第１２節　避難活動

第１　目 的

町その他の防災関係機関は、津波警報等及び地震情報が発表された場合、直ちに警戒体制を整え、地区住民等を速やかに避難させるため適切に避難の勧告又は指示を行うとともに、速やかに避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間又は住家の復旧がなされるまでの間、管理運営を行う。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当部及び担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	避難の勧告及び指示に関すること。 警戒区域の設定に関すること。
避難所運営部	避難所運営班	避難者の確認に関すること。 避難所の開設に関すること。 避難者の収容に関すること。
教育部	教育班	児童生徒の避難対策に関すること。 避難所の開設及び避難者の収容に関すること。

第３　津波の警戒

１　町及び防災機関等への伝達

県は、仙台管区気象台から送られた津波警報等、地震及び津波に関する情報等を、総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）により市及び各消防機関へ速やかに伝達する。

２　津波警報、避難勧告等

県及び町は、津波警報等、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して町民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。

３　町民等への津波警報等の発表・伝達

町は、町民等への津波警報等の発表・伝達に当たっては、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、町民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。

４　防潮水門等施設管理者の措置

消防団及び防潮水門等施設管理者は、地域特性や仙台管区気象台からの津波到達予想時刻等を考慮の上、防潮水門や陸閘等の閉鎖措置を行う。

５　管理道路の通行止め等の措置

道路管理者は、潮位等の情報、対応の状況等について、関係水防管理団体等と連絡を密にし、必要に応じて管理道路の通行止め等の措置をとる。

６　警察の措置

南三陸警察署は、津波警報等が発表された場合は、直ちに伝達系統に従い町に通知し警戒を行う。また、防災関係機関と協力して警戒活動を行う。

７　**東北地方整備局の措置**

東北地方整備局は、津波警報等発表時には、直ちに地震・津波災害の防災体制に入る。また、津波等に関する情報を収集し、道路情報板及び路側放送等で情報を提供する。

８　**気仙沼海上保安署の措置**

気仙沼海上保安署は、津波警報等が発表された場合、船艇・航空機を巡回させて警戒に当たるとともに、拡声器、たれ幕等を使用して在港船舶へ津波警戒の周知を図り、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対し高台への早急な避難等の指導を行う等、町等と協力して警戒に当たる。

第４　避難の勧告又は指示

避難の勧告又は指示は、第１編地震災害対策編 第３章 第１２節 第３「避難の勧告又は指示」の定めに準ずる。

第５　避難の勧告又は指示の内容及び周知

避難の勧告又は指示の内容及び周知は、第１編地震災害対策編 第３章 第１２節 第４「避難の勧告又は指示の内容及び周知」の定めに準ずる。

第６　避難の誘導

避難の誘導は、第１編地震災害対策編 第３章 第１２節 第５「避難の方法」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

１　町職員、警察官、消防職員等は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難する場合は、一時避難場所(津波避難ビル等)へ避難誘導する。

２　町は、消防職員、消防団員、町職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達予測時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

３　南三陸警察署は、津波警報等が発表された場合は伝達系統に従い町に通知し警戒する。また、パトカー等により広報を行い、津波警戒を周知徹底する。

第７　避難所の開設及び運営

避難所の開設及び運営は、第１編地震災害対策編 第３章 第１２節 第６「避難所の開設及び運営」の定めに準ずる。

第８　避難長期化への対処

避難長期化への対処は、第１編地震災害対策編 第３章 第１２節 第７「避難長期化への対処」の定めに準ずる。

第９　広域避難者への支援

広域避難者への支援は、第１編地震災害対策編 第３章 第１２節 第８「広域避難者への支援」の定めに準ずる。

第１０　在宅避難者への支援

在宅避難者への支援は、第１編地震災害対策編 第３章 第１２節 第９「在宅避難者への支援」の定めに準ずる。

第１３節　応急仮設住宅等の確保

第１　目 的

大規模地震・津波災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活をすることになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備をはじめ、空き家になっている町営住宅への入居のあっせん、民間賃貸住宅の活用、更には被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	総務班	応急仮設住宅建設場所の選定等の調整に関すること。
建設部	住宅班	応急仮設住宅の設置に関すること。 災害救助法による被災住宅の応急修理・除去に関すること。 住宅情報に係る相談窓口の設置に関すること。 県に対する応急危険度判定士及び被災宅地判定士派遣の要請に関すること。
保健福祉部	保健総務班	応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定に関すること。
教育部	教育班	応急仮設住宅建設場所等に関すること。

第３　建物等の被害調査

建物等の被害調査は、第１編地震災害対策編 第３章 第１３節 第３「建物等の被害調査」の定めに準ずる。

第４　応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備と維持管理

応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備と維持管理は、第１編地震災害対策編 第３章 第１３節 第４「応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備と維持管理」の定めに準ずる。

第５　公営住宅等の活用等

公営住宅等の活用等は、第１編地震災害対策編 第３章 第１３節 第５「公営住宅等の活用等」の定めに準ずる。

第６　民間施設等の活用

民間施設等の活用は、第１編地震災害対策編 第３章 第１３節 第６「民間施設等の活用」の定めに準ずる。

第７　応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備は、第１編地震災害対策編 第３章 第１３節 第

７「応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備」の定めに準ずる。

第８　建築資材及び建築技術者の確保

建築資材及び建築技術者の確保は、第１編地震災害対策編 第３章 第１３節 第８「建築資材及び建築技術者の確保」の定めに準ずる。

第１４節　相談活動

第１　目 的

大規模地震・津波災害時において、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談、要望等に対応するため、町の相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	住民対応班	住民からの問い合わせの対応に関すること。

第３　町の相談活動

町の相談活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第１４節 第３「町の相談活動」の定めに準ずる。

第１５節　避難行動要支援者・外国人対策

第１　目 的

大規模な地震災害の発生時には、特に避難行動要支援者及び外国人に対する様々な応急対策が必要となる。

このため、町、県、防災関係機関及び社会福祉団体は、必要な諸施策について速やかに実施する。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	情報発信班	災害情報の広報に関すること。
保健福祉部	保健福祉班	避難行動要支援者の安否の確認と救出に関すること。 避難所生活における対策に関すること。
物資部	観光客対策班	旅行客、観光客(以下「旅行客等」という。)に関すること。
教育部	教育班	外国人講師等に関すること。

第３　避難行動要支援者への対策

避難行動要支援者への対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第１５節 第３「避難行動要支援者への対策」の定めに準ずる。

第４　外国人支援対策

外国人支援対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第１５節 第４「外国人支援対策」の定めに準ずる。

第５　旅行客への対策

旅行客への対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第１５節 第５「旅行客への対策」の定めに準ずる。

第１６節　家庭動物（ペット）の収容対策

第１　目 的

大規模地震・津波災害に伴い、所有者不明の動物・負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、社団法人宮城県獣医師会と「災害時における家庭動物の救護活動に関する協定」を締結して、被災動物の救護や応急処置を要請するとともに、関係機関との協力体制を確立する。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
環境衛生部	環境衛生班	家庭動物等の保護及び収容に関すること
保健福祉部	保健福祉班	避難所生活における対策に関すること

第３　被災地域における動物の保護

被災地域における動物の保護は、第１編地震災害対策編 第３章 第１６節 第３「被災地域における動物の保護」の定めに準ずる。

第４　避難所における動物の適正な飼育

避難所における動物の適正な飼育は、第１編地震災害対策編 第３章 第１６節 第４「避難所における動物の適正な飼育」の定めに準ずる。

第５　仮設住宅における動物の適正な飼育

仮設住宅における動物の適正な飼育は、第１編地震災害対策編 第３章 第１６節 第５「仮設住宅における動物の適正な飼育」の定めに準ずる。

第１７節　食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

第１　目　的

町は、大規模地震・津波災害時における町民の基本的な生活を確保するため、被災者等に対する食料を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により食料の調達を図る。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節など被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、避難行動要支援者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	災害時相互応援協定締結市町への要請に関すること。 県等に対する食料の調達及びあっせんに関すること。 県等に対する飲料水の調達及びあっせんに関すること。 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 県等に対する生活必需品の調達・供給に関すること。
保健福祉部	保健総務班	災害救助法による食料供給事務の総括に関すること。 食料の調達及び供給に関すること。 食料の需要に係る連絡調整に関すること。 義援物資の受入に関すること。 災害救助法による生活必需品供給事務に関すること。 生活必需品の配分に関すること。
物資部	物資調達班	副食等の調達及び供給に関すること。 生活必需品の調達及び供給に関すること。
水道部	水道班	災害救助法による飲料水事務の総括に関すること。 飲料水の確保、供給に関すること。 水道施設等被害の応急復旧に関すること。
教育部	教育班	調達物資の集積場所の確保に関すること。

第３　食料

食料の調達・供給は、第１編地震災害対策編 第３章 第１７節 第３「食料」の定めに準ずる。

第４　飲料水

飲料水の調達・供給は、第１編地震災害対策編 第３章 第１７節 第４「飲料水」の定めに準ずる。

第５　生活物資

生活物資の調達・供給は、第１編地震災害対策編 第３章 第１７節 第５「生活物資」の定めに準ずる。

第６　物資の輸送体制

物資の輸送体制は、第１編地震災害対策編 第３章 第１７節 第６「物資の輸送体制」の定めに準ずる。

第７　義援物資の受入及び配分

義援物資の受入及び配分は、第１編地震災害対策編 第３章 第１７節 第７「義援物資の受入及び配分」の定めに準ずる。

第８　燃料の調達・供給

燃料の調達・供給は、第１編地震災害対策編 第３章 第１７節 第８「燃料の調達・供給」の定めに準ずる。

第１８節　防疫・保健衛生活動

第１　目 的

大規模地震・津波災害時は、被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者の生活環境が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、町及び県は、迅速かつ強力な防疫措置、予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
環境衛生部	環境衛生班	被災地域の防疫に関すること。
保健福祉部	保健福祉班	被災地における保健対策に関すること。

第３　防疫

防疫活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第１８節 第３「防疫」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

第４　保健対策

保健対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第１８節 第４「保健対策」の定めに準ずる。

第５　食品衛生管理

食品衛生管理は、第１編地震災害対策編 第３章 第１８節 第５「食品衛生管理」の定めに準ずる。

第１９節　遺体等の捜索・処理・埋葬

第１　目 的

大規模地震・津波による火災・建物倒壊などで死者、行方不明者が生じた場合は、町は、防災関係機関の協力を得て、これらの捜索・処理を速やかに行い、民心の安定を図る。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	行方不明者等の捜索に関すること。 捜索の手配及び県に対する報告に関すること。
環境衛生部	環境衛生班	遺体の収容及び処理に関すること。 遺体の火葬・埋葬に関すること。

第３　遺体等の捜索

遺体等の捜索は、第１編地震災害対策編 第３章 第１９節 第３「遺体等の捜索」の定めに準ずる。

第４　遺体の処理及び収容

遺体の処理及び収容は、第１編地震災害対策編 第３章 第１９節 第４「遺体の処理及び収容」の定めに準ずる。

第５　遺体の火葬、埋葬（環境対策課）

遺体の火葬、埋葬は、第１編地震災害対策編 第３章 第１９節 第５「遺体の火葬、埋葬」の定めに準ずる。

第２０節　災害廃棄物処理活動

第１　目 的

大規模地震・津波災害時には、建築物の倒壊、流出、及び火災等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、町は、廃棄物の収集処理を適切に行い、地区環境の保全を図っていく。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	県に対する要員派遣並びに資機材の調達及びあっせんに関すること。
環境衛生部	環境衛生班	廃棄物処理に関すること。
建設部	土木班	障害物除去に係るがれき等に関すること。

第３　災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、第１編地震災害対策編 第３章 第２０節 第３「災害廃棄物の処理」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

県及び町は、海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。

第４　処理体制

処理体制は、第１編地震災害対策編 第３章 第２０節 第４「処理体制」の定めに準ずる。

第５　処理方法

処理方法は、第１編地震災害対策編 第３章 第２０節 第５「処理方法」の定めに準ずる。

第６　集積場所、資機材の確保

集積場所、資機材の確保は、第１編地震災害対策編 第３章 第２０節 第６「集積場所、資機材の確保」の定めに準ずる。

第７　海に流出した災害廃棄物の処理

町は、県、国や関係機関、応援協定団体等の協力の下、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講ずる。

なお、そのための体制の構築に当たり、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、ＰＣＢが含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に留意する。

第２１節　社会秩序の維持活動

第１　目 的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

大規模地震・津波災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料・生活物資の不足が生じ、この際に売惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため、町及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて物価監視を実施し、更には流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講ずる。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
物資部	物資調達班	食料、生活必需品の物価監視に関すること。 事業者、関係団体への指導、要請に関すること。
総務部	住民対応班	住民等への正確な情報提供に関すること。

第３　町の活動

町の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第２１節 第３「町の活動」の定めに準ずる。

第４　警察の活動

警察の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第２１節 第４「警察の活動」の定めに準ずる。

第５　気仙沼海上保安署の活動

気仙沼海上保安署の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第２１節 第５「気仙沼海上保安署の活動」の定めに準ずる。

第２２節　教育活動

第１　目　的

町教育委員会は、大規模地震・津波災害により学校教育施設等が被災し、又は児童・生徒及び幼児の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧並びに児童・生徒及び幼児の教育対策等必要な措置を講ずる。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
教育部	教育班	学校教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 応急教育場所の選定に関すること。 被災児童・生徒の被害調査に関すること。 応急授業計画に関すること。 教科書及び学用品の確保・給与に関すること。 教職員の確保に関すること。 被災児童・生徒の健康管理に関すること。 給食に関すること。 炊き出しに関すること。 避難所の開設・運営に関すること。
避難所運営部	避難所運営班	施設利用者の避難、応急手当て等に関すること。 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 文化財の被害調査及び保護に関すること。 避難所の開設・運営に関すること。

第３　避難措置

避難措置は、第１編地震災害対策編 第３章 第２２節 第３「避難措置」の定めに準ずる。

第４　学校等施設等の応急措置

学校等施設等の応急措置は、第１編地震災害対策編 第３章 第２２節 第４「学校等施設等の応急措置」の定めに準ずる。

第５　教育の実施

教育の実施は、第１編地震災害対策編 第３章 第２２節 第５「教育の実施」の定めに準ずる。

第６　心身の健康管理

心身の健康管理は、第１編地震災害対策編 第３章 第２２節 第６「心身の健康管理」の定めに準ずる。

第７　学用品等の調達、供与

学用品等の調達、供与は、第１編地震災害対策編 第３章 第２２節 第７「学用品等の調達、供与」の定めに準ずる。

第８　学校給食対策

学校給食対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第２２節 第８「学校給食対策」の定めに準ずる。

第９　通学手段の確保

通学手段の確保は、第１編地震災害対策編 第３章 第２２節 第９「通学手段の確保」の定めに準ずる。

第１０　学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置は、第１編地震災害対策編 第３章 第２２節 第１０「学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置」の定めに準ずる。

第１１　災害応急対策への生徒の協力

災害応急対策への生徒の協力は、第１編地震災害対策編 第３章 第２２節 第１１「災害応急対策への生徒の協力」の定めに準ずる。

第１２　社会教育施設等の応急対策

社会教育施設等の応急対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第２２節 第１２「社会教育施設等の応急対策」の定めに準ずる。

第１３　文化財等の応急措置

文化財等の応急措置は、第１編地震災害対策編 第３章 第２２節 第１３「文化財等の応急措置」の定めに準ずる。

第２３節　防災資機材及び労働力の確保

第１　目　的

大規模地震・津波災害時において、速やかな応急対策を実施するための防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の確保が必要となる。

このため、町その他の防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう、万全を期す。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当部及び担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	災害対策に必要な物資の調達に関すること。 消防資機材の調達に関すること。 労働力の確保に関すること。 災害時相互応援協定に関すること。 関係機関への職員派遣要請に関すること。 労働力の配分に関すること。
総務部	総務班	集会所等の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。
建設部	土木班	土木施設等の復旧及び障害物除去に係る資機材の確保に関すること。 防災用資機材の確保に関すること。
物資部	物資調達班	農林関係の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。 燃料等の確保に関すること。
	物資管理班	商工観光関係の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。
環境衛生部	環境衛生班	衛生処理関係の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。
水道部	水道班	水道施設の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。
教育部	教育班	学校施設の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。
避難所運営部	避難所運営班	社会教育施設の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。
保健福祉部	保健福祉班	ボランティア、日赤奉仕団等との連絡調整に関すること。

第３　緊急使用のための資機材の調達

緊急使用のための資機材の調達は、第１編地震災害対策編 第３章 第２３節 第３「緊急使用のための資機材の調達」の定めに準ずる。

第４　労働者の確保

労働者の確保は、第１編地震災害対策編 第３章 第２３節 第４「労働者の確保」の定めに準

ずる。

第５　応援派遣による技術者等の動員

応援派遣による技術者等の動員は、第１編地震災害対策編 第３章 第２３節 第５「応援派遣による技術者等の動員」の定めに準ずる。

第６　従事命令等による応急措置の業務

従事命令等による応急措置の業務は、第１編地震災害対策編 第３章 第２３節 第６「従事命令等による応急措置の業務」の定めに準ずる。

第２４節　公共土木施設等の応急対策

第１　目　的

道路、鉄道等の交通基盤、漁港、河川及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活や社会又は経済活動はもとより、大規模地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設管理者については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
建設部	土木班	道路施設、河川管理施設等の被害状況把握に関すること。 施設等の応急措置及び応急復旧に関すること。
物資部	物資調達班	漁港施設、海岸施設の被害状況把握に関すること。 施設等の応急措置及び応急復旧に関すること。 農林施設等の被害状況把握に関すること。 施設等の応急措置及び応急復旧に関すること。
環境衛生部	環境衛生班	環境対策施設の被害状況把握に関すること。 施設等の応急措置及び応急復旧に関すること。
水道部	水道班	下水道施設の被害状況把握に関すること。 施設等の応急措置及び応急復旧に関すること。

第３　交通対策

１　道路

県公安委員会は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

町及び道路管理者は、情報板などにより、津波発生に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、避難所へのアクセス道路等について、道路啓開等の必要な措置を講ずる。

２　海上

気仙沼海上保安署及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の制限及び津波による危険が予想される場合には、船舶を安全な海域へ退避させる等の措置を講じ、漂流物発生対策等の必要な措置を講ずる。

第４　道路施設

道路施設の応急対策は、は、第１編地震災害対策編 第３章 第２４節 第３「道路施設」の定めに準ずる。

第５　海岸保全施設・漁港施設

海岸保全施設・漁港施設の応急対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第２４節 第４「海岸保

全施設・漁港施設」の定めに準ずる。

第６　河川管理施設等

河川管理施設等の応急対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第２４節 第５「河川管理施設等」の定めに準ずる。

第７　砂防、治山施設

砂防、治山施設の応急対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第２４節 第６「砂防、治山施設」の定めに準ずる。

第８　農地、農業施設

農地、農業施設の応急対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第２４節 第７「農地、農業施設」の定めに準ずる。

第９　廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の応急対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第２４節 第８「廃棄物処理施設」の定めに準ずる。

第１０　被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施は、第１編地震災害対策編 第３章 第２４節 第９「被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施」の定めに準ずる。

第２５節　ライフライン施設等の応急復旧

第１　目 的

大規模地震・津波災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、生活機能は著しく低下し、民生安定に大きな影響を及ぼす。

このため、震災時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は、相互に緊密な連携を図りながら、機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努める。

町は、必要に応じ、各ライフライン事業者等が実施する応急復旧計画に協力をする。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	上下水道等施設の復旧対策に係る県本部長に対する応援要請に関すること。 各事業所に対する応援要請に関すること。 電気・ガス等施設の被害状況の把握に関すること。
水道部	水道班	水道施設の被害状況の把握に関すること。 水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施に関すること。 下水道施設の被害状況の把握に関すること。 下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施に関すること。

第３　水道施設

水道施設の応急復旧は、第１編地震災害対策編 第３章 第２５節 第３「水道施設」の定めに準ずる。

第４　下水道施設

下水道施設の応急復旧は、第１編地震災害対策編 第３章 第２５節 第４「下水道施設」の定めに準ずる。

第５　電力施設

電力施設（東北電力㈱気仙沼営業所）の応急復旧は、第１編地震災害対策編 第３章 第２５節 第５「電力施設（東北電力㈱気仙沼営業所）」の定めに準ずる。

第６　ガス施設

ガス施設（（一社）宮城県ＬＰガス協会・三陸支部）の応急復旧は、第１編地震災害対策編 第３章 第２５節 第６「ガス施設（（一社）宮城県ＬＰガス協会・三陸支部）」の定めに準ずる。

第７　電信・電話施設

電信・電話施設（東日本電信電話㈱宮城支店）の応急復旧は、第１編地震災害対策編 第３章 第２５節 第７「電信・電話施設（東日本電信電話㈱宮城支店）」の定めに準ずる。

第２６節　危険物施設等の安全確保

第１　目 的

大規模地震・津波により危険物施設等が被害を受け、危険物の流失、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講ずるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、町、消防、警察等関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	危険物施設の被害状況の把握に関すること。 災害の発生又は拡大防止のための応急措置に関すること。
総務部	総務班 情報発信班	地域住民に対する危険物災害発生の広報に関すること。 危険物施設災害の住民への広報に関すること。
物資部	物資調達班	危険物流失時の水産関係団体との連携・除去に関すること。
建設部	土木班	危険物流失時の道路、河川管理及び除去に関すること。
水道部	水道班	危険物流失時の下水道管理及び除去に関すること。

第３　住民への広報

住民への広報は、第１編地震災害対策編 第３章 第２６節 第３「住民への広報」の定めに準ずる。

第４　危険物施設

危険物施設の安全確保は、第１編地震災害対策編 第３章 第２６節 第４「危険物施設」の定めに準ずる。

第５　高圧ガス施設

高圧ガス施設の安全確保は、第１編地震災害対策編 第３章 第２６節 第５「高圧ガス施設」の定めに準ずる。

第６　毒物・劇物貯蔵施設

毒物・劇物貯蔵施設の安全確保は、第１編地震災害対策編 第３章 第２６節 第６「毒物・劇物貯蔵施設」の定めに準ずる。

第２７節　農林水産業の応急対策

第１　目　的

大規模地震・津波により農業生産基盤、林道、治山施設、養殖施設等の施設被害のほか、飼料の不入荷による家畜被害や、燃料・電気の途絶による施設園芸等のハウス作物被害といった間接的な被害が予想される。このため町は、県及び各関係機関等と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な応急対策を実施する。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
物資部	物資調達班	農業災害、林業被害、水産被害に係る応急対策に関すること。 関係機関への協力要請に関すること。

第３　農業

農業の応急対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第２７節 第３「農業」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

１　除塩・湛水対策

津波による浸水農地については、土壌中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、町及び県は営農再開に向けた除塩対策を講ずる。

土壌中に残留する過剰な塩分は、十分な量の真水で流し出すことを基本とし、津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

２　応急技術対策

（１）　水稲

津波による浸水があったほ場では、海水の早期排水に努めるとともに、十分な真水が確保できる場合には、掛け流し等により塩分濃度の低下を図る。

（２）　畑作物（野菜類）

散水による除塩を基本とするが、湛水が可能な場合は、十分な真水で過剰な土壌中の塩分を流し出す。

（３）　果樹

被害を受けた樹園地では、ヘドロ等の堆積物を除去、園地の除塩対策を行う。また、かん水用の真水の確保に努める。

（４）　施設園芸

海水が流入した場合、草勢の回復は望めないので、ヘドロ等の堆積物を除去し、園地の除塩対策を優先して行い再生産を目指す。

第４　林業（農林水産課・地方振興事務所・森林組合）

林業の応急対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第２７節 第４「林業」の定めに準ずる。

第５　水産業

水産業の応急対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第２７節 第５「水産業」の定めに準ずる。

第２８節　二次災害･複合災害防止対策

第１　目 的

地震・津波等による自然災害が生じた後の災害調査・人命救助活動では、災害地に入った救援隊が、二次的に生ずる災害を受けるおそれがある。東日本大震災のように広範囲にわたり発生する災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講ずる。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
各部	各班	二次災害防止に関すること。
物資部	物資調達班	風評被害等の軽減に関すること。
総括部	総括班	複合災害防止に関すること。

第３　二次災害の防止活動

二次災害の防止活動は､第１編地震災害対策編 第３章 第２８節 第３「二次災害の防止活動」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

１　海岸漂着危険物

町及び県の海岸管理者は、海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。

２　現場作業者への配慮

町及び県又は事業者は、災害の復旧作業に従事する作業員に対し、余震による津波の発生等緊急の情報を、ラジオ、携帯無線機、携帯電話などの機器を用いることで伝え、作業員の避難安全を確保する。

第４　風評被害等の軽減対策

風評被害等の軽減対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第２８節 第４「風評被害等の軽減対策」の定めに準ずる。

第５　複合災害軽減対策

複合災害軽減対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第２８節 第５「複合災害軽減対策」の定めに準ずる。

第２９節　応急公用負担等の実施

第１　目　的

大規模地震・津波災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、更には区域内の住民等を応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	総務班	応急公用負担の実施に関すること。

第３　応急公用負担等の権限

応急公用負担等の権限は、第１編地震災害対策編 第３章 第２９節 第３「応急公用負担等の権限」の定めに準ずる。

第４　公用令書の交付

公用令書の交付は、第１編地震災害対策編 第３章 第２９節 第４「公用令書の交付」の定めに準ずる。

第５　手続

手続は、第１編地震災害対策編 第３章 第２９節 第５「手続き」の定めに準ずる。

第６　事前措置計画

事前措置計画は、第１編地震災害対策編 第３章 第２９節 第６「事前措置計画」の定めに準ずる。

第７　損失補償及び損害補償等

損失補償及び損害補償等は、第１編地震災害対策編 第３章 第２９節 第７「損失補償及び損害補償等」の定めに準ずる。

第３０節　ボランティア活動

第１　目 的

町は、大規模地震・津波時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、南三陸町社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつけるボランティアの活動を支援・調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、町が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	情報発信班	災害ボランティアセンターへの情報の提供に関すること。
保健福祉部	保健福祉班	ボランティアの受入窓口に関すること。 ボランティア活動に係る日赤分区等及び町社協との連絡調整に関すること。
各部	各班	専門ボランティアの受入に関すること。

第３　ボランティア受付窓口の設置

ボランティアの受付窓口の設置は、第１編地震災害対策編 第３章 第３０節 第３「ボランティア受付窓口の設置」の定めに準ずる。

第４　ボランティアニーズの把握

ボランティアニーズの把握は、第１編地震災害対策編 第３章 第３０節 第４「ボランティアニーズの把握」の定めに準ずる

第５　専門ボランティア

専門ボランティアの活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第３０節 第５「専門ボランティア」の定めに準ずる。

第６　ＮＰＯ/ＮＧＯとの連携

ＮＰＯ/ＮＧＯとの連携は、第１編地震災害対策編 第３章 第３０節 第６「ＮＰＯ/ＮＧＯとの連携」の定めに準ずる

第３１節　海外からの支援の受入

第１　目 的

町は、大規模地震・津波災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	総務班	関係機関との協力体制の連絡調整に関すること。

第３　海外からの救援活動の受入

海外からの救援活動の受入は、第１編地震災害対策編 第３章 第３１節 第３「海外からの救援活動の受入」の定めに準ずる。

第４　救援内容の確認

救援内容の確認は、第１編地震災害対策編 第３章 第３１節 第４「救援内容の確認」の定めに準ずる。

第５　関係機関との協力体制

関係機関との協力体制は、第１編地震災害対策編 第３章 第３１節 第５「関係機関との協力体制」の定めに準ずる。

第４章　災害復旧・復興対策

第１節　災害復旧・復興計画

第１　目 的

大規模地震・津波の発生は、一瞬にして多数の死傷者並びに家屋の倒壊及び消失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮の中に陥れる。

そのような混乱状態を早期に解消し、人心の安定と社会生活を回復するため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期すものであり、長期的な視点から地震・津波に強いまちを構築していく。

第２　災害復旧・復興の基本方向の決定等

災害復旧・復興の基本方向の決定等は、第１編地震災害対策編 第４章 第１節 第２「災害復旧・復興の基本方向の決定等」の定めに準ずる。

第３　災害復旧計画

災害復旧計画は、第１編地震災害対策編 第４章 第１節 第３「災害復旧計画」の定めに準ずる。

第４　災害復興計画

災害復興計画は、第１編地震災害対策編 第４章 第１節 第４「災害復興計画」の定めに準ずる。

第５　災害復興基金の設立等

災害復興基金の設立等は、第１編地震災害対策編 第４章 第１節 第５「災害復興基金の設立等」の定めに準ずる。

第２節　生活再建支援

第１　目 的

町は、国・県及び関係機関と連携を図りながら、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し、積極的な措置を講ずる。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
保健福祉部	保健福祉班	生活保護世帯への支援に関すること。 災害義援金の支給に関すること。 り災証明の発行に関すること。 生活福祉資金の貸付の相談に関すること。 一般住宅復興資金の相談に関すること。 災害弔慰金等の支給に関すること。 保育料等の減免に関すること。
避難所運営部	避難所運営班	税負担等の軽減に関すること。
教育部	教育班	授業料等の減免に関すること。
水道部	水道班	下水道使用料の減免に関すること。

第３　り災証明の発行

り災証明の発行は、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第３「り災証明の発行」の定めに準ずる。

第４　被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度は、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第４「被災者生活再建支援制度」の定めに準ずる。

第５　地震保険の活用

地震保険の活用は、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第５「地震保険の活用」の定めに準ずる。

第６　資金の貸付け

資金の貸付けは、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第６「資金の貸付け」の定めに準ずる。

第７　生活保護

生活保護は、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第７「生活保護」の定めに準ずる。

第８　その他救済制度

その他救済制度は、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第８「その他救済制度」の定めに準ずる。

第９　税負担等の軽減

税負担等の軽減は、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第９「税負担等の軽減」の定めに準ずる。

第１０　応急金融対策

応急金融対策は、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第１０「応急金融対策」の定めに準ずる。

第１１　雇用対策

雇用対策は、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第１１「雇用対策」の定めに準ずる。

第１２　相談窓口の設置

相談窓口の設置は、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第１２「相談窓口の設置」の定めに準ずる。

第３節　住宅復旧支援

第１　目 的

町は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
建設部	住宅班	住宅情報に係る相談窓口に関すること。 災害公営住宅の建設等に関すること。
総務部		防災集団移転促進事業に関すること。

第３　一般住宅復興資金の確保

一般住宅復興資金の確保は、第１編地震災害対策編 第４章 第３節 第３「一般住宅復興資金の確保」の定めに準ずる。

第４　住宅の建設等

住宅の建設等は、第１編地震災害対策編 第４章 第３節 第４「住宅の建設等」の定めに準ずる。

第５　防災集団移転促進事業の活用

防災集団移転促進事業の活用は、第１編地震災害対策編 第４章 第３節 第５「防災集団移転促進事業の活用」の定めに準ずる。

第４節　産業復興の支援

第１　目 的

町は、被災した中小企業者及び農漁業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講ずるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
物資部	物資調達班	被災中小企業者に対しての資金融資相談に関すること。 被災農林業者に対しての資金融資相談に関すること。 被災水産業者に対しての資金融資相談に関すること。

第３　中小企業金融対策

中小企業金融対策は、第１編地震災害対策編 第４章 第４節 第３「中小企業金融対策」の定めに準ずる。

第４　農林漁業金融対策

農林漁業金融対策は、第１編地震災害対策編 第４章 第４節 第４「農林漁業金融対策」の定めに準ずる。

第５　相談窓口の設置

相談窓口の設置は、第１編地震災害対策編 第４章 第４節 第５「相談窓口の設置」の定めに準ずる。

第５節　都市基盤の復興対策

第１　目 的

町民生活や産業活動の早期回復を図るため、町及び関係機関は、被災した道路・鉄道・港湾等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定することとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティ復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部 建設部 物資部 環境衛生部		防災まちづくりに関すること。

第３　防災まちづくり

防災まちづくりは、第１編地震災害対策編 第４章 第５節 第３「防災まちづくり」の定めに準ずる。

第４　想定される計画内容例

想定される計画内容例は、第１編地震災害対策編 第４章 第５節 第４「想定される計画内容例」の定めに準ずる。

第６節　義援金の受入、配分

第１　目 的

大規模地震・津波災害時には、国内外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
保健福祉部	保健福祉班	義援金の受入、配分に関すること。

第３　受入

義援金の受入は、第１編地震災害対策編 第４章 第６節 第３「受入」の定めに準ずる。

第４　配分

義援金の配分は、第１編地震災害対策編 第４章 第６節 第４「配分」の定めに準ずる。

第７節　激甚災害の指定

第１　目 的

町域において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、町は、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずる。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	総務班	激甚災害指定に関すること。

第３　激甚災害の調査

激甚災害の調査は、第１編地震災害対策編 第４章 第７節 第３「激甚災害の調査」の定めに準ずる。

第４　激甚災害指定の手続

激甚災害指定の手続は、第１編地震災害対策編 第４章 第７節 第４「激甚災害指定の手続き」の定めに準ずる。

第５　特別財政援助の交付(申請)手続

特別財政援助の交付(申請)手続は、第１編地震災害対策編 第４章 第７節 第５「特別財政援助の交付(申請)手続」の定めに準ずる。

第６　激甚災害指定基準

激甚災害指定基準は、第１編地震災害対策編 第４章 第７節 第６「激甚災害指定基準」の定めに準ずる。

第８節　災害対応の検証

第１　目 的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。

大規模災害発生時の応急対策の取組が、町民の生命や生活を守るために十分に機能したかを振り返ることは、今後の災害発生時における被害の軽減に有意に資すると考えられる。

そのため、過去の大災害等について災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

第２　実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	災害対応の検証、記録保存に関すること。

第３　検証の実施

検証の実施は、第１編地震災害対策編 第４章 第８節 第３「検証の実施」の定めに準ずる。

第４　検証体制

検証体制は、第１編地震災害対策編 第４章 第８節 第４「検証体制」の定めに準ずる。

第５　検証の対象

検証の対象は、第１編地震災害対策編 第４章 第８節 第５「検証の対象」の定めに準ずる。

第６　検証手法

検証手法は、第１編地震災害対策編 第４章 第８節 第６「検証手法」の定めに準ずる。

第７　検証結果の防災対策への反映

検証結果の防災対策への反映は、第１編地震災害対策編 第４章 第８節 第７「検証結果の防災対策への反映」の定めに準ずる。

第８　災害教訓の伝承

災害教訓の伝承は、第１編地震災害対策編 第４章 第８節 第８「災害教訓の伝承」の定めに準ずる。